

# 総務常任委員会日程

令和元年6月13日

午前10時 本会議場

## 1. 委員長あいさつ

## 2. 会議録署名委員の指名

## 3. 議 題

- (1) 議案第 1 号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (2) 議案第 2 号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 3 号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 10 号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、  
第 1 表歳入歳出予算補正の内  
歳入全款、歳出 8 款消防費
- (5) 議案第 14 号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、  
第 1 表歳入歳出予算補正の内  
歳入全款
- (6) 議案第 11 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- (7) 請願第元-2 号 国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて乗合タクシーの早期実現を求める請願

## 総務常任委員会会議録

招 集 年 月 日	令和元年6月13日(木)			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻 及 び 宣 告	開 会	午前10時00分	委 員 長	川 上 雄 次
	閉 会	午後 2時34分	副委員長	小 菅 耕 二
委 員 の 氏 名 及 び 出 欠 の 有 無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	川 上 雄 次	出	林 修 三	出
	小 菅 耕 二	出	石 井 孝 昭	出
	丸 山 わき子	出	木 村 利 晴	出
	林 政 男	出		
委 員 外 議 員				
委 員 会 に 出 席 し た	事 務 局 長 水 村 幸 男		主 査 須 賀 澤 勲	
事 務 局 職 員 職 氏 名	主 査 補 吉 井 博 貴		主 査 嘉 瀬 順 子	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	総 務 部 長 大 木 俊 行		障がい福祉課長 高 梨 富美子	
	総 務 部 ( 事 ) 財 政 課 長 會 嶋 禎 人		高齢者福祉課長 田 中 和 彦	
	市 民 部 長 和 田 文 夫		子育て支援課長 高 山 由美子	
	経 済 環 境 部 長 黒 崎 淳 一		健康増進課長 飛 田 雅 章	
	建 設 部 長 江 澤 利 典		市民協働推進課長 古 内 博	
	総 務 課 長 片 岡 和 久		クリーン推進課長 土 屋 武 志	
	企 画 政 策 課 長 石 井 健 一		都市計画課長 柿 沼 典 夫	
	課 税 課 長 井 口 安 弘		都市整備課長 和 田 暢 祥	
	防 災 課 長 湯 浅 孝 史		下水道課長 中 村 正 巳	
	社 会 福 祉 課 長 日 野 原 広 志		水 道 課 長 海 保 直 之	
	その他関係職員			
	教 育 次 長 関 貴美代		社 会 教 育 課 長 中 央 公 民 館 長 兼 郷 土 資 料 館 長 小 川 正 一	
	ス ポ ー ツ 振 興 課 長 兼 ス ポ ー ツ プ ラ ザ 所 長 市 川 明 男			

	その他関係職員	
議 題	別紙日程表のとおり	

## ○川上委員長

おはようございます。

定足数に達しましたので、ただいまから総務常任委員会を開会します。

本日の日程は配付のと通りの審査を行います。

日程に入る前に報告します。

本委員会に傍聴の申し出がありましたので、委員会条例第16条第1項の規定により、許可いたしました。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは、禁止されております。

なお、委員長の注意に従わないときは、委員会条例第16条第2項の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

直ちに、会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に石井孝昭委員、木村利晴委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配布されている日程のとおり、7件です。

議案第1号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

## ○片岡総務課長

それでは、議案第1号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案の2ページから8ページ、議案説明資料1ページから24ページをご参照ください。

今回の条例につきましては、令和元年10月1日に予定されている消費税率の改正に伴い、消費税等分を考慮して定められている使用料等につきまして、検討した結果、料金改定する必要が生じるため、ここに改正するものでございます。

それでは、個々に改正する条例の内容について、ご説明いたします。

第1条の八街市行政財産使用料徴収条例につきましては、行政財産の使用料、通勤自動車の駐車に係る使用料及び八街駅自由通路広告掲示板の使用料についてでございます。

第2条の八街市公民館使用料徴収条例につきましては、中央公民館の使用料でございます。

第3条の八街市営運動場の設置及び管理に関する条例につきましては、市営運動場及び付帯施設の使用料でございます。

第4条の八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例につきましては、スポーツプラザ体育館内の施設及びテニスコートの使用料でございます。

第5条の八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例につきましては、家庭雑排水、一般廃棄物等の収集運搬処理等に係る手数料でございます。

第6条の八街市営住宅管理条例につきましては、市営住宅の駐車場使用料でございます。

第7条の八街市駅前広場の設置及び管理に関する条例につきましては、八街駅前のタクシープール及びバスプールの使用料でございます。

第8条の八街市都市公園条例につきましては、都市公園の使用料並びに中央公園のテニスコート使用料及び利用時間の変更でございます。

第9条の八街市下水道条例につきましては、公共下水道の使用料でございます。

第10条の八街市給水条例につきましては、水道料金及び給水申込負担金でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、よろしくお願いたします。

#### ○川上委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○丸山委員

それでは、お伺いたします。

この議案第1号につきましては、今、説明がありましたように、消費税10月1日に引き上げる、その引き上げに伴う使用料、あるいは料金等の見直しであるということでありました。

今、課長からの説明ですと使用料等を検討した結果、アップということなのですが、特に10項目の引き上げに関して、それぞれどのような経過があってアップになったのか。その辺について、お伺いしたいと思います。

#### ○大木総務部長

今回の消費税増税に関わります使用料改定につきましては、特定の市民の方が利益を受ける行政サービスにつきましては、受益者と非受益者の税負担の公平性、公正性を確保することとなります。

使用料等が運営経費を下回った場合につきましては、不足分は市民全体からの税金で賄う必要が生じます。施設等を利用されない方や行政サービスを受けない方も費用を負担していただくことになることから負担の公平性の観点から受益者負担を原則として使用料を算定しております。

この基になるものにつきましては、平成27年1月に作りました使用料手数料にかかる受益者負担の適正化基本方針、これを基に策定しています。

#### ○丸山委員

今、特定の受益者である負担の公平性からアップをするというようなことでありましたが、市民の暮らしを守っていくというのは地方自治体の仕事でありまして、果たして、今回の10項目の中で市民の直接関わる内容に対して、本当に負担の公平性ということで割り切ってしまうのかどうか。大変、それは疑問であります。

順次、その辺につきましては、お伺いしていくところでありますが。

まず、今回の改正する条例で一般会計に関わる税率アップに対して、総額どのくらいのアッ

プになるのか。それについてはいかがでしょうか。

**○會嶋総務部参事**

こちら一般会計のみになりますと、例えば、あくまで試算で1年間分という形で試算をいたしますと、約220万程度という計算でございます。

**○丸山委員**

それでは、下水道料金に関わっては、どの程度、どのくらいのアップになるのか。

**○會嶋総務部参事**

これも概ね試算でございますが、水道が500万程度、下水道が430万円程度、これは先ほどと同じように1年間分の試算でございます。

**○丸山委員**

消費税増税によって、約1千万円の市民負担が生じてくるということで、これは大変、市民にとっては大変な問題であるというふうに思います。

それで、お伺いいたしますのは、公民館等、公共施設の利用料などに消費税を上乗せ徴収して、これは国に納めているのかどうか。その辺についてはいかがでしょうか。

**○會嶋総務部参事**

一般会計につきましては、その辺の相殺などをしての納税という行為は行っておりません。

**○丸山委員**

これは、法的に地方自治体は一般会計に関わっては、消費税を国に納める必要はないという、そういう法的な根拠があるわけです。

にもかかわらず、なぜ、公共施設に関わって一般会計に関わって消費税アップをするのか。それは大変、私は問題であるというふうに思うわけなんですけども。

転嫁する必要のない、結局、国に納めるわけではないわけですから転嫁する必要のない公共料金を市民に課す、これは問題ではないかというふうに思います。その辺については、どういうふうにお考えでしょうか。

**○會嶋総務部参事**

制度上は、やはりかかった消費税といただいた消費税、それを精算して納める、還付があるみたいな形になるかと思うんですけども、消費税が増税されたということになれば、当然、施設の維持管理費、細かく言えば、紙1枚から電気料、そういった施設の管理費全てについても増加するという事は明らかでありますので、その辺の部分の金額を想定した中では、市民負担の公平性ということを先ほど、答弁ありましたとおり、市民負担の公平性というところから考えれば、当然、上乗せして設定していくということは妥当だと考えています。

**○丸山委員**

国は、消費税増税に関わっては、地方自治体に分配しているわけです。予算編成時には国から消費税が八街市にはこれからおりますよということで、全国各自治体に分配するわけです。それが、そもそも足が出る部分に関して、対応していく、そこに使っていくべきではないかなど。ですから、約1千万円を超える負担増を市民に押し付けていくというのはまずい。これは、ましてや消費税を国に納めていないわけで、納める必要はないわけですから、そうい

う点では地方自治体、八街市がそういった市民の暮らしを守る立場から消費税増税を課さない。そういう自治体は全国に幾つもあるわけです。そういった取り組みも八街市ではやっていくべきではないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょう。

#### ○會嶋総務部参事

今のお話にありました消費税、地方消費税については、交付金という形で市には配分があるということにはなっております。

ただ、これはこれだけに限らず、地方の財政運営の方の全般での議論になってはきてしまうんですけども、これが地方交付税なりなんなりと一緒に絡み合っている中で、歳入については、交付税の方である程度、減額されてもう入っているということでの計算になってしまっているということであれば、八街市の一般財源というくくりになると、その分は当然、一般財源を確保された状態でその分も入ってくるという形であればよろしいんですけども、その分は交付税や何なりでは、やはり計算上は交付税の中に組み込まれてしまっているということがありますので、例えば、大きい団体、小さい団体という形ではいろいろあるかと思うんですけども、その段階では一般財源自体が必ず据え置かれたまんまでほかのものが入ってくれば、一般財源は確保できているかということになると、一概にはそういうのは言えないということの判断から、やはりそれなりの相応の負担はお願いするに負えないというふうに考えています。

#### ○丸山委員

それは、国と自治体とのやりとりの問題であって、事実的には消費税は再分配、吸い上げた消費税は再分配して、各自治体におろされているわけですから。そういう意味では、今ここで本当に市民が大変な中で消費税増税を八街市までもが市民に押し付けることはないだろう。負担の公平性ということを行っているわけですけども、これは八街市は会社を営んでいるわけではなくて、市民の暮らしを守るという自治体を運営しているわけですから、そういう点では消費税増税を各施設からの利用料に上乗せして、徴収していくというのは問題であるというふうに指摘しておきたいと思います。

それから、6番目の市営住宅管理条例の一部を改正する条例の中で、駐車使用料、これは1台分につき、1千650円とするというふうに改めるということであるわけですが、この間はどのくらいだったのか。その辺についてお伺いします。

#### ○柿沼都市計画課長

これまでは、1千620円でした。今年度、増税前は1千620円でございます。

#### ○丸山委員

従来の1千620円、これはどこから算出してきた数字なのか。その辺についてはどうなんでしょう。

#### ○柿沼都市計画課長

算出根拠につきましては、国からの通達が平成3年にございました。その当時、使用料の設定に関しましては、償却費、修繕費、管理事務費及び地代相当額等を基準として、近隣の駐車場料金を勘案の上、決定をすることとなっているということで、当時は1千500円だっ

たものと、基本的には1千500円でした。

#### ○丸山委員

これも駐車場料金ということで、改めて取る必要はないんじゃないかなと。やはり、住宅費の中に、当然含まれていていいのではないかなというふうに思います。そういう点では、今回のこういう形で消費税増税分を上乗せしているわけです。それ以上、上乗せするわけなんですけども、やはり、市民の本当に住宅に困っている方々が入るわけですから、そういう点ではこういったあえて駐車場料金を徴収するというものは問題ではないかなというふうに思っています。

次に、市のスポーツプラザ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてなんですけれども、これは中学生の使用料、これも引き上げる。

それから、次の都市公園条例の一部を改正する条例、これに関してもテニスコートの使用料、小・中学生、あるいは、学生からの使用料に対して、消費税を上乗せする。やはり、子どもたちに関わっては、これは使用料を徴収ということ自体問題であり、ましてや、消費税を上乗せするなどというのは、とんでもないことじゃないかなというふうに思うわけなんですけども、そういった点でどんなふうにお考えなのか。お伺いいたします。

#### ○市川スポーツプラザ所長

ご指摘のとおり、テニスコート、あるいは、弓道場につきましては、各年齢ごと、一般、学生、中学生等という形で額を算定させていただいていますが、これにつきましては、やはり、年齢のことはまして基本料金から減額をしたという形での設定をさせていただいておるものでございます。

先ほど言いましたとおり、利用に関しましては、維持管理等がございまして、中学生に対しましても、2パーセント増額分につきましては、ご負担いただければと思って、今回、上程させていただいているところでございます。

#### ○丸山委員

今日は市長は見えていませんが、市長は八街の子どもは八街の宝だということをよく議場で発言されているわけです。その宝からお金をとるのかなと。大変、冷たいなというふうに思うわけでありませう。

健全なスポーツを後押しして、いつでも利用できる環境、これを作っていくのが地方自治体の仕事であるというふうに思います。本当に本来なら無料で提供していく、子どもたちが自由に活動できるスポーツを楽しめる、そういう街づくりを進めていくべきではないかなというふうに思いますが、その辺について、今回、消費税増税上回る徴収を子どもたちにまで押し付けるわけなんです。やっぱり、そういった点では見直しをしていくべきじゃないかなというふうに思いますが、その辺いかがでしょう。

#### ○市川スポーツプラザ所長

先ほども申し上げましたとおり、一般の利用料からある程度の減額、要は何パーセントかの割り引いた中での利用率を設定させていただいておりますので、これにつきましては、これまでもこういう形でさせていただいております。



確かに中学生の利用、テニスコート等非常に多くございますが、やはり整備、非常に今後、お金もかかることもございますので、一定の割合での負担につきましては、引き続き、お願いしたいと考えております。

#### ○丸山委員

子どもは収入がないわけです。収入のない子どもたちからもお金をとる。それは改めるべきだというふうに思います。

それから、議案説明資料の21ページなんですけれども、ここにテニスコートの使用時間に関わって使用料が掲載されているわけなんですけれども、今回の改正後の欄を見ますと4時間以降の項がなくなっているんですが、これは4時間以降は使えないということでこのようになったのかどうか。それについてはいかがでしょうか。

#### ○和田都市整備課長

八街中央公園のテニスコートの利用時間につきましては、条例改正前は2時間以内の区分から4時間以内、6時間以内、8時間以内、10時間以内、12時間以内という細かい区分がございました。今回につきましては、その辺を統合いたしまして、2時間以内につきましてはの料金設定とさせていただいたわけでございます。

こちらにつきましては、過去平成20年の窓口受付段階から2時間以内での受付申請を行ってございまして、実際の運用は2時間でやっております。そういう面から今回、実際の運用に適した形での条例改正ということで2時間で統一をさせていただいたところでございます。

#### ○丸山委員

それでは、2時間以上は利用できないということで理解してよろしいですか。

#### ○和田都市整備課長

すみません。先ほどの説明の中にそれがちょっと洩れてしまったんですけれども、2時間以上の場合についても、実際テニスというのが1人でやるという方はそんなには、中にはいらっしゃるのかもしれませんが、複数名でテニスコートを利用される方が多いものですから、そういう方につきましては、それぞれの申請者が別になった形での同一グループ内での2時間以上の使用というのは可能となっております。

#### ○丸山委員

わかりました。

次に、今回の使用料に関しては、市民の本当に暮らしが大変になる中でこの10月に消費税増税したら、公共施設も引き上げますよということで、大変、市民にとっては窮屈なさらに窮屈な生活を強いられる。

特に、公民館等は社会教育を活発に市民が繰り広げる場でありながら、そういうところまで消費税を上乗せしていく。そういう点では大変、問題であるというふうに思います。

それから、水道料金、下水道料金につきましても、これは市民にとって今でさえ高いのに何とかならないのかというそういう声があります。

それから、減免です。水道料金の減免も一切ないという中で消費税増税を上乗せしていくと

いう点では、大変、問題であるというふうに思いますが、今回のこの引き上げに関わって、水道料金に関わって、減免をするという検討はされなかったのかどうか。それについてはいかがでしょう。

#### ○海保水道課長

水道課においては、公営企業会計ということで消費税の課税事業者となっているため、適正な会計処理のもと、消費税等の申告を行っているところでございます。

受益者負担の観点からも消費税の引き上げに合わせて、法令等に基づき、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解の方、お願いしたいと考えております。

#### ○丸山委員

確かに、特別会計水道料金下水道に関しては、一般会計ではありませんから、これは国に消費税増税分は上げていなくてはならないというのはわかりますけれども、しかし、暮らしに関わって、大変な思いをされているわけです。

だから、先ほど申し上げたように、消費税は最終的には再分配して、返ってくるものであるんですから、これは地方自治体の考え方ひとつで消費税を上乗せしなくても済むと、暮らしを守る、そういう点では、国、言いなりのあり方で大変、問題があると言わざるを得ません。

これはまだ10月まで実施、やるかどうかまだ問題でありますけれども、実施をさせない方法で国に対して、また先だっても市長に申し上げましたけど、本当に消費税増税で市民の暮らしがどんなふうになってしまうのか。そういった市は分析がないまま、国の言いなりにこの消費税増税しますよというやり方では納得がいかない。

まだ10月まで消費税を増税するかどうか、国の方は増税するんだというようなことを言っていますけれども、しかし国民は納得はしておりません。そういう点でしっかりと市民の声を受け止めて、増税するなという声を受け止めて、国に意見を言っていたきたいとそのことを申し上げておきます。

#### ○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

#### ○丸山委員

それでは、議案第1号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対討論を行います。

市民は、アベノミクスの効果を感じることなく、消費も冷え込んでいる中で安倍政権と消費税10パーセントへの増税を強行していることに疑問を感じています。

連続する社会保障の負担増で暮らしはさらに痛め付けられ、格差と貧困がますます増大しています。その上、公共施設の使用料や家庭雑排水収集運搬手数料、上下水道料金に引き上げ分が転嫁されることにより、市民生活の圧迫と市民活動の抑制をもたらすことは明らかであります。

また、スポーツプラザ・八街市中央公園テニスコート使用については、健全なスポーツを後押し、いつでも利用できる環境を作るのが自治体の仕事であり、本来なら無料で提供すべきところを子どもたちからも容赦なく消費税増税を上回る徴収を計画です。

住民の福祉増進に反する条例改定は認めることはできません。消費税法第60条第6項の規定から一般会計で扱う公共料金分は納税額は発生せず、国への納税義務はありません。

市は、消費税法の特別措置により、納税事業者ではありません。一般会計に入る市民から預かった消費税は全て市の収入となります。

また、地方自治体の消費税増税によって増えた経費分は地方交付税によって手当されることになっており、消費税増税を機に消費税を市民に転嫁する必要は全くありません。

国の言いなりにならず、住民の福祉と暮らしを守る地方自治体としての役割を発揮させ、市民の消費税転嫁を撤回すべきであり、この条例案に反対するものであります。

以上です。

#### ○川上委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○川上委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第1号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

#### ○川上委員長

起立多数です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、八街市職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

#### ○片岡総務課長

それでは、議案第2号、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案の2ページ、議案説明資料の25ページをご参照ください。

また、26ページには時間外勤務の縮減をはじめとした総労働時間の短縮を推進するために所属長、職員の役割を具体的な取り組みを定めた労働時間の短縮に関する指針の概要を参考に添付してあります。

議案の概要につきましては、多様で柔軟や働き方改革を選択可能とする社会を実現するための働き方改革関連法案が可決され、民間事業者及び国では本年4月より時間外勤務の上限が定められました。

本市でも関連法の趣旨及び人事院勧告等に準じ、時間外勤務の縮減をはじめとした総労働時間の短縮を推進することを目的に時間外勤務命令について原則として1カ月45時間、1年度360時間、臨時的に必要である場合、1カ月100時間未満、1年度720時間及び連続する2カ月から6カ月の平均が80時間の上限等の設定を規則に定めるため、正規の勤務時間以外における勤務に関する必要な事項を規則で定める旨の改正をするものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和元年7月1日とします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

#### ○川上委員長

以上で説明が終わりました。ここで訂正をさせていただきます。

先ほどの議案第2号、読み上げのときに休暇を休憩と私が間違えて読み上げました。この部分は訂正させていただきます。

それでは、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○丸山委員

それでは、議案第2号に関しましての質問をさせていただきます。

これは、1カ月45時間、1年間に360時間を上限に時間外勤務とするということと、それから、これに合わせて総労働時間の短縮に関する指針を示しているわけです。それと1カ月100時間未満、1年間で720時間とする条例案であるわけです。

地方公務員がこの15年間のあるいは、心臓疾患の労災認定を受けた方は119人、それから精神疾患、この認定を受けた方が73人、約200人近くが過労死しているわけです。超過時間が1カ月平均80時間を境に死亡者が増えているという、こういう統計も明らかになって、民間の会社でもこういった問題が次々と起こり、今回のこうした法改正に至ったわけですけども、80時間を越えて、1カ月100時間未満の時間外を認めるということは、過労死を黙認するということなのかどうか。その辺についてどんなふうにお考えでしょう。

#### ○片岡総務課長

今回、条例規則の改正にあわせまして、総労働時間の短縮に関する指針を策定し、7月1日から施行いたします。

これは、総労働時間を短縮することで職員の心身にわたる健康の固持、増進や自己啓発のための創造的な時間、自由時間を拡充、ひいては、公務率の向上の面から重要な課題となっていることから、各自で効果的な行政運営をとりながら、時間外勤務の仕組みをはじめとした労働時間の短縮により、一層推進のためにそれぞれ所属長や職員の役割を具体的に決めました。

上限の設定につきましては、先ほど説明したとおりでございますが、それが全てというわけではございませんので、労働時間の短縮につきましては、指針に基づきまして進めてまいりたいと考えております。

#### ○丸山委員

100時間を設定するという事は、労災で何か問題があったときには認めないということ

になってしまいますよね。これは問題じゃないですか。

先ほど私申し上げましたけども、これは100時間労働の過労死は市が黙認をしていく、そういうような内容であると私は言わざるを得ない。これは到底100時間なんては認められないというふうに思いますが、その辺についてはどんなふうに検討されているのか。もう一度、答弁いただきたいと思います。

**○片岡総務課長**

基本的には、上限45時間ということになります。

その中で、どうしても臨時的に必要なものは所属長の方で判断した上で、100時間未満までできるという制度となります。

ですから、その辺を所属長、当然、管理職の方で時間外勤務の縮減を図るために具体的な業務の内容等を確認した上で、必要な指導とか部内での応援体制とかそういう必要な措置を講じることが必要と考えております。

**○丸山委員**

講じていくということを言われているわけなんですけども、こうやって100時間を設定するということが市が100時間まで働いてもいいですよということを認めることでしょうか。

何かこの100時間以上働いた方が何かの形で大きな事故にあったとか、なったというようなときには、労災はもうきかないわけです。100時間働くことは認められていますから。そんなばかな話はないと思います。

先だって、議案質疑の中で平成30年度1カ月45時間以上の残業をした方が37名あったという答弁があったわけなんですけども、これは80時間以上は何人だったのか。100時間以上は何人だったのか。お伺いしたいと思います。

**○片岡総務課長**

1カ月100時間の職員につきましても、平成30年度でございますが6名、2カ月から6カ月の平均が80時間というのが6名でございました。

**○丸山委員**

もう一度お伺いいたします。

100時間以上が6名、それから80時間以上が6名でよろしいですか。

**○片岡総務課長**

80時間というのは、2カ月から6カ月の平均が80時間を越えた職員が6名ということですので。

**○丸山委員**

本当に過労死の状況の中で、職員の方々、働いているわけです。このそれぞれ60時間、80時間、100時間とそれぞれ携わった部署、どういう部署がこういった時間外、長時間の時間外に携わったのか。それについてお願いします。

**○片岡総務課長**

確定申告から市民税の課税まで業務が一定期間集中する課税課の職員でございます。

**○丸山委員**

先だっの答弁では、平成30年度最大の超過勤務が127時間であるということをおっしゃいましたが、これは過去3年間どうい状況なのか。お伺いします。もちろん、これは課税課ですよね。どうだったんでしょう。

○片岡総務課長

申し訳ございませんが、平成30年度しか今のところ資料がございませんので、今、調べていますので、すみません。

○丸山委員

やはり、最大127時間働いていたといういことで課税課はこのくらいは毎年働いていたのではないかというふうに思われます。

長時間労働がはっきりしている部署に関しては、改善する方法というのはあるのかどうか。その辺についてはいかがでしょう。

○片岡総務課長

今でも申告につきましては、庁内の応援で対応しているところもございします。

時期的な業務が集中するといういことでございしますので、職員の応援体制、または外部委託できるものとか、そういうところを検討していく必要があると考えております。

○丸山委員

先だっの答弁の中では、課税課、それからスポーツプラザ等もあるいは、イベントのあるところでは長時間の時間外になっているという答弁がございしました。もう少し具体的に課税課のほかにはどういった課がそういう長時間が発生しているのか、お伺いいたします。

○片岡総務課長

平成30年度で1カ月45時間以上、働いた職員につきましては、財政課1名、国保年金課3名、防災課2名、子育て支援課2名、都市計画課1名、農政課3名、障がい福祉課1名、教育総務課1名、システム管理課2名、選挙管理委員会5名、総務課2名でございします。

12課です。

○丸山委員

多くの課がこういう長時間労働をせざるを得ないのだというい状況のようなんですけれども、これは各課どのように改善しようとしているのか。また、総務課の方では45時間以上にならないための対策、先ほどは、課税課に関しては、庁舎内での応援体制をとるといようなことをおっしゃいましたが、各課のこういう対応策に関しましては、きめ細かな対応策がとられていくのかどうか。その辺についてはいかがでしょうか。

○片岡総務課長

今回、総労働時間短縮に関する指針を策定しまして、その中で具体的な取り組みについて、示しております。

その中で業務適正管理、事務事業の点検、見直し、事務処理方法の改善等の取り組みによりまして、時間外勤務の縮減に努めていきたいと考えております。

また、時間外勤務の縮減の取り組みにつきましては、所属の業務の管理監督が大変重要だと考えておりますので、その役割、状況に応じて必要な措置を講じていきたいと考えております。

す。

#### ○丸山委員

事務処理のあり方等を検討するという対応になるんですけども、厚生労働省の過労死認定基準というのは、月45時間以上というのは、過労死に対して注意というふうに言っているわけです。

それから、60時間以上は過労死が高まる、80時間以上は過労死の危険がある、100時間以上だと最も危ないというそういう基準を示しているわけです。

何としても、これは45時間以内の仕事にしていかなければならない。八街市の職員1人たりとも過労死させるような結果を出してはならない。

そのためには、やはり職員の増員、増員による配置が必要ではないか。そのときだけと言いますけれども、しかしながら各課、大変窮屈な対応をされているわけです。そういう意味で職員の増員等も図っていく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけですが、今日は市長おりませんので、総務部長にお伺いいたします。その辺について、八街市の職員、過労死1人たりとも出してはならない、そういう立場にたつのかどうか。とりあえず、その辺についていかがでしょうか。

#### ○大木総務部長

確かに、今、言われたとおり、職員の過労死というのはあってはならないという考えでいます。

先ほど、総務課長の方から申したとおり、まず、改善策といたしましては、各課の応援、それから仕事の見直し、業務内容の見直し、あと、委託できるものについては委託するとまずそこからはじめまして、それでも職員の不足があるという部署につきましては、まずこれは庁舎内全体の見直しをしまして、職員配置の方を見直しをかけていきたいと思えます。

#### ○丸山委員

八街市が45時間以上の労働をさせないという取り組みを本当に積極的にやらないと大変なことになる。この条例を作ってしまうと、100時間までは働かせることができるという内容になっていくわけですから。過労死を認めるような条例作りをしてはならないというふうに思います。

それで、時間外勤務の縮減の中で総労働時間の短縮に関する指針の中で時間外勤務の縮減というのを掲げているわけですけども、時間外勤務の適正管理、これはどんなふうに進めるのかという点で、出勤退勤の時刻に対して適切な方法により把握するというふうにあります。適切な方法により把握ということは具体的にはどういうことなのか、お伺いいたします。

#### ○片岡総務課長

出退勤の管理につきましては、適切かというとタイムカードとかそういうものの使用によって管理していくというのが主だと思います。

ただ、今のところ、すぐにそれを導入できるかどうか、検討しているところでございます。

#### ○丸山委員

それでは、適正な管理とは言えないんじゃないでしょうか。

だから、そういうところが本当に職員を大切にし、それから市長がいないからちょっと職員の方皆さんに向かって言うのは何なんです、職員を大切にし、職員にしっかり仕事をしていただくという内容になっているのかどうか。やっぱりこの条例案を認めるわけにはいかないです。

本当に職員の働き方改革を進めていくというのであれば、国の言うとおりに100時間まで大丈夫です、過労死を黙認するような条例ではなくて、八街市は45時間以内、そういうことを明記すべきではないかなと。

それから、出勤退勤の時刻について、きちんと把握できるようにタイムレコーダー、ICカード等、きちんこの条例の内容を変えて設置できるような、確保できるような方法をきちんと提案できる、そういうようにしなければ、これは本当に絵に描いた餅であり、職員は本当に100時間働いてもいいんだよというそういう内容になっていってしまうというふうに思います。

今の状況の中では、本当にこういう条例案に関しては容認できません。

以上です。

#### ○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○石井委員

それでは、質問させていただきます。

今回の条例に関しては、恐らく、働き方改革の波が市の職員の方皆さんに適正化に関するこの影響だとこのように理解しておりますけれども、まず、今、丸山委員がおっしゃってはおりましたけれども、総労働時間短縮に関する指針を作ることによって、職員の適正な職場環境作りとか、健康作りに役立つものだとこのようには理解しております。

八街市が今、人口7万人を切って、人口が減っている縮小している時代とはいえ、恐らく職員の方皆さんの職務量は逆に増大をしているというふうに理解しております。2000年の地方自治法改正三位一体改革の法律により、機関委任事務が廃止をされて、法定受託事務だとか一般事務の増量が非常に増えているんだとこのように理解しておりますけれども、そのような中で相対的な労働量に関して、総務部長に見解をお聞きしたいんですけども、そのような機関委任事務も廃止されたんだけど、法定受託事務が増えている状況についてはどのように職務労働時間の量とあわせて、どのように見解をお持ちか、お聞きいたします。

#### ○大木総務部長

今、言われたとおり、県、国からの移譲事務がかなり増えております。

その移譲事務につきましては、内容的に市民の方々のサービス向上になるものでございます。それにつきましては、職員を配置させていただいて現在行っておるところでございますが、これから、なおさら移譲事務が増えてくるだろうというふうには想像しております。

先ほども申しましたとおり、庁舎内全ての課の中の仕事量等については、まず、担当部課長からの聞き取りをしまして、真に不足しているのかどうかということ把握した上で職員の方の配置の方をしていきたいというふうに考えております。



## ○石井委員

おっしゃるとおりだと思います。

正職員の皆さんと臨時職員の皆さん等々、上手にその辺は活用していただきながら、バランスのいい事務量の消化をしていただきたいなどこのように思っておりますけども、やはりこの指針の中にあります、ノー残業デーございますよね。ノー残業デーをしようというこの周知徹底ということなんですけど、今現在、全国の自治体でも首長発信で残業しない日を設けて職員の業務を行っている自治体も結構増えています。このノー残業デーの周知徹底、各課のガバナンスはどのように図られていくのか。お聞きいたします。

## ○片岡総務課長

平成9年7月から本市においても、毎週水曜日ノー残業デーとして指定して、原則として時間外命令を命令しない日としておりました。

また、今年度からは水曜日に臨時的な業務が行わなければならない職員については、同一週内の任意の曜日をノー残業デーとして指定して、必ず残業しない日を設けることとしました。

今回、この指針を策定しましたのでこの中でこの指針を職員に周知することで総労働時間の縮減に努めていきたいと考えております。

## ○石井委員

水曜日に今まで行ったということなんで、今回の指針を機にさらにその辺の周知徹底をしていただきたいというふうに思います。

それと、上限を適用しない場合ということで災害ということで、捉えられているんですけども、どのようなことが想定をされているのでしょうか。

また、BCP、その際の業務継続的な計画も恐らく職員の方でも立てられていると思いますけども、その辺についてはいかがでしょう。

## ○片岡総務課長

上限を適用しない場合につきましては、災害、その他、避けることのできない事由によって、臨時的に必要なあるということになります。

具体的には、災害対応、地震、台風、大雪などの災害復旧等です。

また、市民の生命安全に対する危険回避のために緊急に処理する業務が必要となった場合、例えば、インフルエンザの発生時の対応は考えられます。

また、その市政運営上重要度が高くて、特に緊急に処理することを要する業務、具体的にはちょっとございませんけども、そういう業務となると思います。

BCPにつきましては、私の方では把握しておりませんので、申し訳ございません。

## ○石井委員

恐らく、今回の目的はバランスのいい職場環境作りをしようということの大きな目的があると思いますので、市民の皆さんのサービスのためにこれからも適正な職場環境作りをしっかり努めていただきたいとこのように思います。

以上です。

## ○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

### ○林修三委員

働き方改革の一番の根本は、職員の健康増進ということだと私は捉えています。

そういった意味からすると、例えば、この職員の心身にわたる健康保持の増進や公務能率の向上を図るという今回の条例の制定について、全てがということではないんですけど、一歩前進であると捉えております。これを行うことによって、また次のステップにいろいろ見直しをして、変えていけばいいのかなというようなことを考えていますが。

資料の中の26ページに3の時間外勤務の縮減の(3)なんですけども、職員の健康の配慮ということで、括弧して、臨床心理士の面接・指導等ということで、今回、条例の策定するにあたって、臨床心理士の面接等はこれまでもやっていたのではないかと私は捉えていますけども、等が付いていますので、この等はあとほかにどんなことが考えられるのか。

### ○片岡総務課長

職員に時間外勤務を命じざるを得ない場合では、それによって生じる疲労蓄積が身体に与える影響を考慮しまして、必要最小限にとどめるとともに職員の健康に配慮していく必要があると考えています。

一定の時間外勤務を行った職員につきましては、産業医による面接指導を開始していきます。

また、例年行っておりますストレスチェックテストについて、受検率を向上させることにより、職場単位で集計する診断分析の実施ができ、高ストレス者が多い職場などが可視化されまして、職場環境改善の取り組み方について検討できると思っております。

また、職員心理相談につきましても、今後、継続的に実施していきたいと考えております。

### ○林修三委員

社会の変化に伴って、職員も忙しくなっている、ストレスを抱えている職員がいるのではないのかなど。臨床心理士の面接指導ということでこれを行うということになってくると、かなりその段階では、重度になっているのかなと考えられます。

ですから、その前の段階で早期にそういう職員の心理的な健康状況を把握すべきことを十分に考えていただきたい。特に、管理職については、職員のそういうストレスを抱えて、どうしようもなくなる前に早めに対応することを配慮してもらいたいなというふうに考えます。

4の先ほど、石井委員からも発言ありましたが、ノー残業デーの周知徹底ですけども、実際行われているわけですけども、大体、水曜日100パーセントに近いほど実際には行われているのでしょうか。

### ○片岡総務課長

昨年度の実績から言いますと、平均して3課程度は残業している状況でございました。そういうことありまして、今年度から水曜日にノー残業できない職員、課におきましては、同一週のほかの曜日に振り替えるようにいたしました。

### ○林修三委員

なかなか、こういうノー残業デーを設定しても職員によっては帰りづらいというか、そういった状況があるんです。ですから、次の5と関連するんですけども、定時退庁しやすい環

境作りということをこれの徹底をぜひ望むんですが、括弧には所属長の率先した定時退庁、退庁時の声かけなど、こういうふうに書いてありますけども、この所属長によってちょっと申し訳ない言い方をしますけども、多少の温度差があります。ですから、その温度差がないように100パーセント職員がそういう具合に帰れるような環境作り、そういったものをこれから大木総務部長が中心になってそういった管理職に徹底していくような配慮をしていただきたいと、これは私の要望でございます。

以上です。

#### ○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○木村委員

時間外勤務の縮減ということであってはいるんですが、残業をしない、こういう体制をとるには、職員さんたちの能力的な問題も多々あるかと思えます。

そしてまた、残業をしないということで徹底していくと必ず隠れ残業をする方がおられるのではないかと。業務によっては、パソコンで自宅へ持ち帰って仕事をされている。こういうことがあると、なかなか管理しにくいのかなというふうに思っておりますけれども、そういう必ず事前命令をして残業に関しましては、管理していくということなんですけれども、締め付けがきつければきついほど、自分の仕事とのやりとりでなかなか時間外にできなかった場合、能力を問われると、自分では追い詰められる人たちも出ないとは限らないというふうに私は思っているんですけれども、そういうところの体制作り、残業しないのはいいんですけれども、それを誰がこなしていくのかという分業できる体制作りが整えられているのかどうか。その辺のところをちょっと確認したいと思えます。

#### ○片岡総務課長

総労働時間の短縮に関する指針、今回策定しました。

その中で特に所属長の役割が重要になってくると思えます。その点を所属長等に指針内容につきまして、説明した上でこの指針に基づいて取り組んでいただきたいと考えております。

#### ○木村委員

非常に取り組みとしては大事なことなので、これは周知徹底していただければありがたいんですが、管理職の皆様におかれましては、職員さんたちの能力をある程度見てあげて、また、性格的なものも皆さん違いがあると思えますので、分業できる体制をきちんと作ってあげて、それでなおかつこういう体制をきちんと作っていただければ、それにも勝るものはないのかなと思えますので、人それぞれ皆さん、性格も能力も違いがありますので、そのところをしっかりと見ながら、管理をしていただきたいというふうにお問い合わせして私の質問を終わります。

#### ○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○川上委員長

ほかに質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に反対討論の発言を許します。

#### ○丸山委員

議案第2号、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対するものであります。

安倍政権は、働き方改革の名で過労死ラインである1カ月の残業時間80時間を越えて、1カ月100時間未満の残業を合法化しました。今回の条例改正案はそれに応じ、時間外勤務の上限規制を現行労働基準法が示す月45時間、年360時間を明確にするものですが、一方で時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限として、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に上限を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合に対し、1カ月において時間外勤務100時間未満を盛り込むというものです。まさに過労死を容認、黙認する条例であります。過労死の過半数は100時間以下で起きています。過労死黙認の勤務命令を出すべきではありません。過労死ラインを超える1カ月100時間未満の時間外勤務を可能とする改定は到底容認できません。

職員の増員、配置で45時間以上の時間外労働はさせない取り組みとともに、従来から時間外労働の上限は月45時間となっており、これを条例化すべきです。市長には労働基準法、労働安全衛生法等に基づく、市職員の命と健康を守る義務があります。国の制度が変わったから本市も国にあわせるというのではなく、地方自治体の本来の役割を発揮すべきであります。

市職員の命と健康を守る立場から、今回の条例導入に強く反対するものです。

#### ○川上委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○川上委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第2号、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

#### ○川上委員長

起立多数です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩を行います。

議案第3号から請願第元-2号に係る職員以外は退室して結構です。

(休憩 午前11時10分)

(再開 午前11時19分)

#### ○川上委員長

それでは、再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第3号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

#### ○井口課税課長

それでは、議案第3号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

付議案の10ページをご参照願います。

この条例は、平成30年度税制改正及び平成31年度税制改正による地方税法の改正等に関連して八街市税条例の一部に所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、この条例は改正内容により、施行期日が異なるため施行期日ごとに条立てし、7条構成としております。

それでは、改正概要につきまして、ご説明いたします。

第1条は、市県民税の申告書の記載方法を追加するとともに、地方税法に単身児童扶養者が定義されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

11ページ、12ページをご参照願います。

次に、第2条は、地方税法の改正により、資本金が1億円を超える普通法人など、大法人に対し、法人住民税の電子申告が義務付けられるため、所要の改正を行うものでございます。

13ページ、14ページをご参照願います。

次に、第3条は、加熱式たばこの本数を紙巻きたばこの本数に換算する際に用いる換算率と市たばこ税の税率を改正するものでございます。

次に、第4条は、平成33年度から個人住民税に係る基礎控除が10万円引き上げられることに関連して、所要の改正を行うものでございます。

次に、第5条は、軽自動車税に係るグリーン化特例の2年延長に伴い、対象となる車両等について規定するものでございます。

次に、第6条は、加熱式たばこの本数を紙巻きたばこの本数に換算する際に用いる換算率と市たばこ税の税率を改正するものでございます。

次に、第7条は、加熱式たばこの本数を紙巻きたばこの本数に換算する際に用いる換算方法を改正するものでございます。この改正により、施行期日以後、加熱式たばこはその重量と小売価格により、紙巻きたばこの本数に換算することとなります。

施行期日につきましては、第1条は令和2年1月1日、15ページ、16ページをご参照願います。第2条は令和2年4月1日、第3条は令和2年10月1日、第4条は令和3年1月1日、第5条は令和3年4月1日、第6条は令和3年10月1日、第7条は令和4年10月1日とするものでございます。

なお、各税目において改正後の規定は施行日以後の課税に適用し、施行日前に課税し、施行日以後に納期が到来する税目については、なお、従前の例によること及び市たばこ税の税率改定に伴い、小売業者が改訂前から所有している在庫に対して、手持ち品課税をすることを

規則に規定するものでございます。

以上で、議案第3号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**○川上委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

**○丸山委員**

それでは、お伺いいたします。

幾つかの内容的には、条例改正のものがあつたんですけれども、1つは未婚のひとり親家庭に対する非課税の問題であります。このひとり親に住民税非課税が拡大されることによって、各行政サービスの負担軽減は拡大されるのかどうか。その辺については、いかがでしょうか。

**○井口課税課長**

私どものところに届いておる税制改正の資料の中では、そのような記載はございませんでした。

**○丸山委員**

庁舎内では、各課関係するところではどんなふうな対応になるのか。把握されていますか。

**○高山子育て支援課長**

児童扶養手当の所得を算定するときにみなし寡婦として寡婦控除、みなし寡婦として算定しております。

**○丸山委員**

未婚のひとり親の寡婦控除のみなしをやっているということですね。

やはり、未婚のひとり親家庭の経済支援の根幹であるというふうに思いますので、それは本当にいいことであるというふうに思います。

ひとり親家庭に、こういった情報はどんなふうに届けているのか。その辺についてはいかがでしょうか。

**○井口課税課長**

未婚のひとり親世帯に対する情報提供は恐らく相談の際にやっているのではないかと考えております。それから、非課税措置についてはこれから各ひとり親世帯にお知らせしていかなきゃいけないわけなんですけど、子育て支援課で相談の際にそういった方が把握できるのであれば、子育て支援課の方と私どもの方で連携させていただいて、適切に情報提供できるような形をとっていきたいというふうに考えております。

**○丸山委員**

ぜひ、丁寧な対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、今1つは非課税となるというところでは親と世帯を同一にしている場合は、はじかれてしまうということで、親の暮らしも決して楽ではないんだけど収入の合算ということで対応されなくなってしまうところがあるんですけど、その辺についての検討というのはされ

ないのかどうか。

例えば、同一屋根の下で暮らしてはいるけども、世帯分離をすることで対応するとか。そういった対応ができないのかどうか、その辺についていかがでしょう。

#### ○井口課税課長

大変申し訳ないんですけども、今回の非課税措置の前提というものが児童扶養手当の支給を受けているということが前提となっておりまして、世帯分離して児童扶養手当がどうなるかということはちょっと私の口からはお答えはできませんけども、そういった前提がございまして、児童扶養手当を支給対象である方であれば、もちろん私どもも条例に従って、非課税措置はしていきたいというふうに考えております。

#### ○丸山委員

担当にお伺いいたしますが、親と一緒に暮らしている世帯に対する対応なんですけれども、親と一緒に暮らしていてもなかなか厳しいんだという声が聞かれまして、こういった手当を受けられない世帯もあるわけです。そういったときに世帯分離という方法があるのかどうか。その辺についてお伺いします。

#### ○高山子育て支援課長

児童扶養手当の世帯の認定につきましては、現状で審査させていただいております世帯分離を住民票上とっていただいても、現状同一世帯で暮らしている生計が一緒であれば、扶養義務者として算定させていただいております。

#### ○丸山委員

ひとり親世帯というのが、かなり、八街市多いわけで、母子家庭については本当に暮らしが大変であるという声は聞かれております。そういった点では、児童扶養手当を受けるには同一世帯、親と一緒に暮らしていたんでは、いただけないというのは国の方針なのかも知れませんが、その辺についても何だかの形で対応できるそういったこともぜひ、研究、検討していただきたいと思います。

以上です。

#### ○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○川上委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○川上委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第3号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

## ○川上委員長

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。

第1表、歳入歳出予算補正の審査の方法は歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## ○川上委員長

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査することに決定しました。

最初に第1表、歳入歳出予算補正の内、歳入全款について提案者の説明を求めます。

## ○會嶋総務部参事

それでは、議案第10号、令和元年度八街市一般会計補正予算第2号につきまして、その内、歳入全款について、ご説明いたします。

補正予算書8ページをお願いいたします。

歳入15款、国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、補正前の額から1千252万7千円を増額し、補正後の額を1億6千155万1千円にしようとするものです。

1節社会福祉費補助金はプレミアム付き商品券、事務費補助金の目安超過分の増額、3節児童福祉費補助金は母子家庭等対策総合支援事業費補助金として未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金事業補助金の計上となります。

給付金は1人あたり1万7千500円、対象者見込120人分と給付に係る事務費相当分で全額補助となります。

続きまして、16款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金は、補正前の額から62万5千円増額し、補正後の額を7千449万5千円にしようとするものでございます。

5節予防費補助金風疹ワクチン接種補助事業費補助金は市の助成見込額5千円に対し、補助率2分の1、250件を見込んでおります。

続きまして、20款1項1目繰越金は前年度繰越金を1千676万1千円増額し、補正後の額を1億1千676万1千円にしようとするものでございます。

続きまして、21款諸収入5項雑入3目雑入は補正前の額から1千750万円を増額し、補正後の額を4億2千435万4千円にしようとするものでございます。

全額1節雑入でございまして、コミュニティ助成事業助成金は住野区のコミュニティセンター建設工事分1千500万円と榎戸区のコミュニティ活動用備品等購入に対するもの250万円で、宝くじの収益を原資とするコミュニティ助成事業助成金でございます。

以上をもちまして、歳入全款の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。



**○川上委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

**○丸山委員**

それでは、歳入8ページ、民生費国庫補助金についてお伺いいたします。

ここでは、プレミアム付き商品券事務費補助金というふうにあります。具体的にはどういった事務費になるのかお聞きします。

**○日野原社会福祉課長**

今回の補正につきましては、職員の時間外勤務手当、それから人材派遣業務申請書同封チラシ印刷及び封入封緘費、それから臨時電話開設工事とそれに伴う通話料、それから郵便局事務委託料のそれぞれの増、それから、あとプレミアム付き商品券保管費用の減などが主な内容となっております。

本来、こちらの方は当初、盛り込んではいなかったんですが、3月の補正の段階では国からの詳細がはっきり示されておらなかったこととどのような準備が必要かはっきりわからなかった部分が多かったのも事実でございます。

今回の事務費の補助の増につきましては、全額10分の10が補助対象になるということを確認しておりますので、今回、歳入として補正させていただきました。

**○丸山委員**

3月の補正でのプレミアム商品券の事務費の補助の増額ということのようなんですけども、この中で先ほど、職員の時間外に関してという答弁がございましたけれども、これは時間外はどのくらい見込んでいるのか。それから、職員数はどのくらいかお伺いいたします。

**○日野原社会福祉課長**

歳出の項目のところに載せてあるんですが、時間外勤務手当につきましては、247万円、人数につきましては、従事する人数が社会福祉課の職員、それから、あとは商工観光課の方でも具体的にプレミアム付き商品券の方の事業を合わせて行いますので、そちらの方のプレミアム付き商品券に従事した部分についても含めております。

**○丸山委員**

そうしますと、総数でいきますと何人くらいになりますか。

**○日野原社会福祉課長**

人数は、12名になります。

**○丸山委員**

職員12名が時間外に携わっていくというようなことなんですけども、こういった活性的なプレミアム付き商品券を出すわけなんですけども、目的は消費税導入に伴って消費の喚起であるということが言われているわけなんですけれども、実際に低所得者がこの商品券を購入する、購入していける、そういう余力はあるのかどうか。その辺についてはどんなふうにお考えなのでしょうか。

**○日野原社会福祉課長**

今回のプレミアム付き商品券事業なんですけども、景気対策とあとは低所得者、子育て世帯への

与える影響を緩和するという対策の二面性を持っています。

低所得者につきましては、購入しやすいように商品券1枚あたりの額面額を500円と低く設定したことや分割購入等の配慮を行っているところでございます。

#### ○丸山委員

1回こっきりで。消費税導入にあたっては1回こっきり。

今後は、消費税導入というのはずっと続くわけです。

それから、こういった国民に対して、本当にある意味詐欺的な内容で、こういったプレミアム商品券をちらつかせて消費税を導入していくやり方は到底、私は認められないというふうに思います。

やはり、今、市民の中では先だっても申し上げましたけれども、7割を超す市民が消費税増税は困るという声を挙げているわけなのです。

そういう点で、やはりこの10月から引き上げる準備が着々と進められていますけれども、やはり市民の暮らしを守る立場から、市としては消費税導入は、中止をしていただきたいという声はぜひとも挙げていただければならないのではないかと、こういうふうに思います。

それと、後は風疹ワクチン接種補助金なのですけれども、これも3月議会で予算計上がされたところであります。

250件ということでありますけれども、この程度で済むのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○飛田健康増進課長

250件の根拠でございますけれども、平成25年に今回と同じように風疹が大変流行したときがございまして、そのときにもワクチンの接種費助成事業を行いました。

そのときには、1年間で248人の方が助成を利用されたということがございました。

また、平成30年末のこの風疹の助成事業の際には、約1カ月の自由期間の間に10人の方のご利用がございました。

そのほか、今回の対象になる方が妊娠を希望する女性が中心となりますので、妊娠を届出される方の年間の見込数とその方に配偶者がいらっしゃるということで、計算いたしまして、その内の3割の方が抗体が低くて、助成を利用して接種を受けられるというふうに算定いたしますと、年間230人の方が利用されるという試算が出ております。

このことから、230人よりも若干多目の方に振って250人という形で計上させていただいてございます。

#### ○丸山委員

この人数で、大丈夫だというような担当課の方の説明なのですけれども、これは市民の皆さんへの周知徹底というのは、どういう形でされているのか。

#### ○飛田健康増進課長

市民の方への周知につきましては、広報紙、ホームページ、あるいは医療機関にポスターを貼らせていただくなどして、お知らせをしまいたいと考えています。

**○林 修三委員**

9ページの諸収入、雑入の中にコミュニティ助成事業補助金ということで、説明によりますと住野区の憩いの家、これを見ると榎戸区が250万ということは、榎戸のコミュニティセンターについては、1千500万円助成ということで解釈してもいいのでしょうか。

**○古内市民協働推進課長**

住野区につきましては、委員さんのおっしゃるとおり、事業費約3千200万円のコミュニティセンターの建て替えに伴いまして、補助率5分の3で上限1千500万円が補助されることとなりますが、榎戸区につきましては榎戸公民館の中に整備する机や椅子、パーテーション等の備品を購入する経費、これは補助率100パーセントで、250万の限度額となっております。

**○林 修三委員**

住野区のコミュニティセンターについて、ちょっと伺いますが、3千200万円の工事費の中で、これは実際にそうすると、あの家を全部建て替えということ。

**○古内市民協働推進課長**

おっしゃるとおり、住野老人憩いの家を取り壊した後に、改築という形の全部の建て替えという形になります。

**○林 修三委員**

工期予定と完成はいつなのですか。工期。

**○古内市民協働推進課長**

補正予算が成立後、申請を受けることになりまして、工期的には年度内には完成という形で準備しているところでございます。

**○林 修三委員**

私も住野地区に関係があったことがあるので、地元の人たちの非常に強い長年の懸案なので、憩いの家というのは。

かなり古くなって、言っては悪いのですが、入って歩くと少し床が落ちてしまうのではないかなという心配もあったほどのコミュニティセンターです。

今回、このような助成をいただいて、完全に建て替えるというお話を聞いて安心いたしました。

地元の人でも大歓迎で喜んでいるのではないかと思います。

年度内の完成を目指して、よろしく願いいたします。

**○川上委員長**

ほかに質疑はありませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出8款消防費について、提案者の説明を求めます。

**○湯浅防災課長**

それでは、8款消防費について、ご説明いたします。

補正予算書の12ページ、13ページをごらんください。

2目広域消防組合費につきましては、補正前の額に、160万1千円を増額し、補正後の額を12億3千85万7千円とするものです。

これは、八街消防署八街南部出張所庁舎がございまして、建築後41年が経過しまして老朽化が著しく、配置職員に対する執務室の面積不足、救急消毒室の未設置、仮眠室の個室化等、災害対応力の強化を図るため、以前より消防組合から庁舎改築の要望書が提出されておりました。

市といたしましては、その必要性を鑑み、消防組合と協議してまいりました結果、庁舎改築を実施する方向で意見が一致したところでございます。

つきましては、消防組合で令和2年度に策定予定の実施三か年整備計画に南部出張所の整備を組み入れるため、用地を拡張し必要面積を確保する必要がございます。

その消防用地につきましては、庁舎所在地の市町が確保するものになっているため、用地拡張に要する経費として、12節役務費、不動産鑑定手数料28万1千円、13節委託料、用地測量業務132万円を増額するものでございます。

以上、8款消防費、1項消防費の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○川上委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

#### ○丸山委員

これは、南部出張所の用地測量費ということで経常されているわけなのですが、この改築計画では、用地が現在よりもどのくらい必要としているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○湯浅防災課長

平成30年度に、同じく整備をいたしました神門出張所、佐倉にあります。

こちらと同規模でございまして、そちらにつきましては約2千平米あると思います。

現在、南部出張所は991平米でございますので、今回拡張する用地といたしましては、千平米を予定してございます。

#### ○丸山委員

これは、先ほど令和2年の実施三カ年計画で、実施していくということなのですが、具体的には、何年完成になるのでしょうか。

#### ○湯浅防災課長

スケジュールでございまして、令和2年度に実施設計、令和3年度から4年度にかけて建築でございまして。

#### ○丸山委員

この3年から4年で、建築だということなのですが、この配置される人員、あるいは消防自動車であるとか、そういった関係はどのような予定になっているのでしょうか。

#### ○湯浅防災課長

現在、南部出張所の方は22名体制で配置されております。

今後も、その状況については変わらないと考えております。

○丸山委員

それでは、最後に、先ほど用地関係では地元の八街市が確保していくのだということなのですが、今後予想される、そういった予算はどの程度を見込んでいるのか、その辺はいかがでしょうか。

○湯浅防災課長

今後、土地鑑定士によります鑑定を行いまして、購入費用を算定していくことになるので、現在のところ幾らというお話は、まだできません。

○丸山委員

すみません、もう一つなのですが、では八街市が持つ予算というのは、鑑定と土地の購入費のみなわけですね。

はい、わかりました。

○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

ほかに質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○丸山委員

議案第10号、市一般会計補正予算に反対するものであります。

この補正予算には、県の風疹ワクチン接種補助事業補助金、あるいはコミュニティ助成事業費助成金など、市民への直接的な補助をする助成への予算が計上されておりますが、消費税導入にあたり、消費税増税対策として実施されるプレミアム付商品券の事務費補助金、923万9千円を計上しているわけです。

このプレミアム付商品券の事務費は低所得者、子育て世帯の消費に与える影響の緩和や地域における消費喚起を目的に実施される事業の事務費となるようですが、消費税はとりわけ低所得者世帯、子育て世帯にとって、重い負担となることは明らかです。

プレミアム付商品券など、極めて一時的な対策では、焼け石に水にもなりかねません。

前回の消費税8パーセントへの増税を契機に、実質家計消費は年25万円も落ち込み、労働者の実質賃金も年10万円も低下しています。

内閣府が発表した景気動向指数も悪化となるなど、政府自身も景気悪化の可能性を認めざるを得なくなっています。

家計消費は、日本経済の6割を占める経済の土台です。

痛手から回復しないまま増税をすれば、日本経済は破滅への道はまっしぐらであります。

現在、法人税の実質負担率は中小企業が18パーセントに対し、大企業は10パーセント程度にとどまっています。

これを是正し、大企業に中小企業なみの負担を求めれば、4兆円の財源を生み出すことができます。

また、年間所得が1億円を超える所得税の負担率が下がるという不公平があります。

証券優遇税制の是正や最高税率の引き上げで、これを是正すれば3兆1千億円の財源を生み出せます。

消費税10パーセント増税を実施しなくても、増税による増収分5兆円をはるかに超える財源を確保することができます。

10月からの消費税増税を中止しても、大企業や富裕層に応分の負担を求めれば、介護保険料の低所得者軽減や幼児教育・保育の無償化など、政府案に加えて低年金者の年金引き上げ、最低賃金アップのための中小企業への財政支援など、市民生活支援策を抜本的に改善、拡充することができます。

今、政府は増税ありきで小手先の対策を進めています。

国民生活、経済や景気にしっかり向き合い、国民が暮らしに希望を持てるような税金の集め方、使い方に切り替えるべきです。

以上の立場から、反対するものであります。

#### ○川上委員長

ほかに討論はありませんか。

#### ○林 政男委員

賛成討論です。

#### ○川上委員長

賛成討論を許します。

#### ○林 政男委員

私は、この議案について、先ほど湯浅課長から話がありましたように、この議案の中に八街南部出張所、用地測量業務が入っております。

従来から、八街南部出張所につきましては、組合消防の方に要望してまいったところであります。

先ほど、課長の説明がありましたように、当該の用地については、その市町村が負担することになっておりまして、上の建屋、建物につきましては組合消防で持つようになっています。

特に、この南部出張所に関しては、職員の職場環境が大変、ほかの出張所、あるいは本部から見ると劣悪でありますので、一刻も早い改善が必要であります。

その点に関しまして、今回、市が消防組合と協議の上、委託料として測量業務の予算を組んだことは大変評価できます。

よって、私はこの議案に賛成するものであります。

#### ○林 修三委員

私も賛成の立場から、討論をさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、今回の補正予算の中に、住野地区にコミュニティ助成事業助成金を組んでいただきました。

本当に、あそこは住野地区の長年の望みでありましたし、今回聞いていましたら完全に壊して、新しいものを作るということで、言い方は悪いけれども小手先ではない、いいものを作る、ということは住野の人たちは本当に待ちに待った、本当に長いこと待ったコミュニティ

センターができるということに関して、大変に高く評価させていただきます。

年度が明けて、いいものができることを楽しみにしながら、より今回はいい取り組みをしていただいたというふうに考えますし、また、市民の健康を考えたときに、今回は風疹ワクチンの接種事業補助金125万円を計上していただきました。

額にしては、大変少ないかもしれませんが、風疹ワクチンをこのように補正で組んでいただいた、これも高く評価したいところであります。

また、3つ目としては、今、林政雄議員から話がありましたように、南部出張所の用地測量が今回の補正に加わりました。

この後、随時用地を取得し、そして建物を建てていくという、あそこの場所は大変古い建物になっていて、困っていたのではないのかと。

やはり、今日の働き方改革ではないけれども、そこに働きに行ったときにいい建物があって、いい環境が整っていて、そうすると消防で働く方々も職員も意欲、また、やる気が湧いてくるのではないのかということを見ると、この補正についても、大変高く評価したい。

以上、3点の立場から、今回の補正予算については、賛成いたします。

以上です。

#### ○川上委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○川上委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第10号、令和元年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

#### ○川上委員長

起立多数。議案第10号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和元年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを議題とします。

第1表、歳入歳出予算補正の内、歳入全款について、提案者の説明を求めます。

#### ○會嶋総務部参事

議案第14号、令和元年度八街市一般会計補正予算第3号、歳入全款につきましてご説明いたします。

予算書の8ページをお願いします。

歳入15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正前の額から、1千466万7千円を増額し、補正後の予算額を32億8千632万2千円にしようとするものです。

4節老人福祉費負担金は、介護保険において低所得者の保険料が軽減されることに伴い、国

が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を補填することとなり、その国庫負担分でございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は、補正前の額から16万2千円を増額し、補正後の額を1億6千171万3千円にしようとするものでございます。

2節障害者福祉費補助金は、障害者総合支援事業費補助金において、就学前の障がい児の発達支援の無償化への対応のためのシステム改修経費に対し、全額が補助されるものでございます。

続きまして、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、補正前の額から733万3千円を増額し、補正後の予算額を10億6千53万円にしようとするものでございます。

3節老人福祉費負担金は、国庫補助金同様、介護保険において、低所得者の保険料が軽減されることに伴う補填分の県費負担分でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は、補正前の額から2千91万4千円を増額し、補正後の額を2億394万8千円にしようとするものでございます。

4節児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援事業費補助金として、幼児教育、保育無償化に伴う事務費、585万9千円とシステム改修事業費、1千505万5千円であり、対象経費に対し全額が補助されるものでございます。

9ページにまいりまして、20款1項1目の繰越金は前年度繰越金を828万4千円増額し、補正後の額を1億2千504万5千円にしようとするものでございます。

以上をもちまして、歳入全款の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○川上委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

#### ○丸山委員

それでは、お伺いいたします。

この予算では、低所得者の介護保険料の軽減に関して、国、県の負担金が経常されております。

先ほどの説明ですと、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということのようなのですが、これは消費税増税に伴う軽減で、なぜ市が負担をしなければならないのか、その辺については市が負担した分に関しての国の方からの、今後対応があるのかどうか、それについていかがでしょうか。

#### ○田中高齢者福祉課長

消費税10パーセントに伴いまして、市の方にも地方消費税の方が増額となってくるものでございます。

その中に、この社会保障費が含まれてくるものと考えております。

#### ○丸山委員



「くると思われます」ということのようなのですけれども、実際には市が、結局は持たなければならぬというようなことで、大変疑問を感じるころなのですが、先だっても質疑の中で申し上げましたけれども、後期高齢者の保険料の9割軽減を廃止するわけです。

同じ80万円以下の後期高齢者は、9割軽減を廃止し、そして介護保険の方では軽減をする。行って来いというような内容になるわけですが、実際にはそうはいかない。

後期高齢者9割軽減の廃止というのは、2年間で4千100円から1万2千300円へと保険料が引き上がる、8千200円の増になるわけです。

介護保険料は、年間80万円以下の方は、4千700円の減額というようなことで、そういう点では、決して負担の軽減にはなっていないのではないかというふうに思うわけなのです。

こういうことを市民に押し付け、そして結局は市の方にも負担を押し付け、こういった消費税の増税のやり方なのですが、こういった問題に関して担当課の方は、もう国がこういう方向できているからやらざるを得ないということで、事務を淡々と進めているのか、あるいは市長会等を通じて、こうしたあり方に関しての問題を指摘するよう、市長に意見をしているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○田中高齢者福祉課長

介護保険料の軽減措置としましては、平成24年の4月から、この消費税増税に先立ちまして実施しているところでございます。

第1段階の所得の低い方に対しまして、平成27年の4月から3千200円、この10月からは4千700円、また来年度は最終段階としまして4千800円、合計で1万2千700円の軽減措置がなされるものとなっております。

また、全国市長会におきましては、平成30年の11月15日におきまして、重点提言といたしまして、低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において財源措置を含め、総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこととして重点提言しております。

今後につきましても、全国市長会を通しまして同様の提言をしてまいりたいと考えています。

#### ○丸山委員

いずれにしても、この消費税増税というのは後期高齢者も介護保険料もこの負担増だけではないわけです。

暮らしに関わって全て増税されてくる、本当に暮らしが一気に悪化していくことは目に見えているわけです。

こういった消費税増税に関して、到底この方向でよしということとは言えない。

ただでさえも保険料が高くて払えない高齢者世帯があるわけです。

さらに一層、消費税に関係なく保険料、介護保険料、利用料の軽減策に対しては利用料の軽減策に関しては積極的な対応を求めざるを得ないというふうに思います。

以上です。

#### ○川上委員長

ほかに質疑はありませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

最初に反対討論の発言を許します。

#### ○丸山委員

議案第14号、市一般会計補正予算に反対するものであります。

この追加議案の補正予算は、介護保険料の低所得者軽減に対する国の県支出金が計上されております。

政府は、介護保険料の第1段階から第3段階まで、公費負担で保険料軽減を行おうとしていますが、低所得者の介護保険料軽減は消費税率の引き上げ分を原資にするものであり、低所得者に一番重い負担となる消費税増税を押し付けながら、軽減などということは国民を欺くものであります。

10パーセントもの消費税増税は、市民の生活を根本から脅かすものであり、日本経済にも大打撃となる消費税10パーセント増税は中止するべきです。

消費税によらない税金の投入を国に求め、所得に見合った介護保険料に引き下げを求めて、この補正予算に反対いたします。

以上です。

#### ○川上委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○川上委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第14号、令和元年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

#### ○川上委員長

起立多数です。

議案第14号中当委員会付託分は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

#### ○片岡総務課長

それでは、議案第11号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご説明いたします。

付議案の30ページ、議案説明資料65ページをご参照ください。

千葉県市町村総合事務組合の組織団体である香取市東庄町病院組合が、令和元年8月31日をもって解散することに伴い、組合の組織団体数が減少をするため、組合規格の変更が必要となりました。

組合規約を変更する場合は、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があることから提案するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**○川上委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

**○丸山委員**

1点、お伺いします。

解散による組合数の減少という説明をいただきました。

この団体数の減少によって、これからはどのくらいの団体数になるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

**○片岡総務課長**

申し訳ございません。

団体数については、こちらには資料がございません、申し訳ございません。

**○丸山委員**

後ほど、明確にして答弁いただきたいと思います。

**○川上委員長**

ほかに質疑はありませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○川上委員長**

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第11号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○川上委員長**

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、ここで昼食のために休憩をします。

これから、執行部の皆さんに申し上げます。

再開後は、請願第元号の2号の審査を行いますので、関係する職員以外は退席して結構です。

休憩に入ります。

1時10分から再開とします。

(休憩 午後12時13分)

(再開 午後 1時10分)

#### ○川上委員長

それでは、再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

再度、傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。

また、私語は慎むようにお願いします。

次に、片岡総務課長、湯浅防災課長より発言を求められておりますので、これを許します。

#### ○片岡総務課長

午前中の議案の中で、議案第2号、八街市職員勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、丸山議員から質問のあった過去3年間の月の最高時間外勤務についてですが、平成30年度は127時間、平成29年度は158時間、ともに課税課の職員でございます。

平成28年度につきましては、166時間、これは選挙管理委員会事務局の職員でございます。

続いて、議案第11号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、同じく丸山議員から質問がございました。

千葉縣市町村総合事務組合の団体数ですが、県下54市町村と38の一部事務組合、1広域連合の93団体から香取市東庄町病院組合が解散することにより92団体となります。

以上です。

#### ○湯浅防災課長

先ほど、議案第10号、丸山委員の8款歳出消防費の質疑の中で、八街市は今後土地購入費以外に支出はないのかとのご質問がございました件で、ない旨の答弁をいたしました。訂正をさせていただきます。

今後の八街市の支出といたしましては、消防組合で庁舎建設を行うこととなりますが、この建設費に要する費用を消防組合への分担金として八街市の負担割合に応じた金額で支出することになります。

以上でございます。

大変申し訳ございませんでした。

#### ○川上委員長

片岡総務課長、湯浅防災課長は退出して結構です。

それでは、請願第元号2号の国の補助金対象である交通施策基本法に基づいて乗合タクシー

の早期実現を求める請願を議題とします。

議会事務局長が朗読をします。

## ○議会事務局長

それでは、朗読いたします。

請願文書表。

受理番号請願第元年の2号。

受理年月日、令和元年5月16日。

件名、国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて乗合タクシーの早期実現を求める請願。

請願者、八街市山田台191、乗合タクシーの早期実現を求める会会長、金坂英敏様。

紹介議員、丸山わき子議員、京増藤江議員。

請願の趣旨、下記のとおり。

請願書。

件名、国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて、乗合タクシーの早期実現を求める請願。

請願趣旨、先月都内池袋で起きた高齢者運転による交通事故は、また起きてしまったかという思いと、自分だけはそうなりたくないと考えさせられた多くの高齢者がいたことでしょう。

ニュース解説でも、免許の返納をすればよかったのにと他人は言うけれど、それにかわる代替のものが無い中では、返納は進みません。

まずは、受け皿づくりをすることが第一ですと報道していました。

八街市では、平成28年度末26パーセント、平成29年度末28.11パーセント、平成30年度末では29.26パーセントと急激に高齢化率が高くなっています。

高齢により、頭も体も弱くなっていくのは当たり前のことです。

私たちは、自然豊かな八街市を終の住処として全うしたいという思いで転居してきました。

しかし、今その決心が揺らいでいる多くの人があります。

これは、転居者だけでなく、この地で生まれ育った高齢者にも同じことが言えます。

年を取って、自分で車が運転できなくなったらここには住めない、障がい児の子育て中のお母さんからは、若くても運転できない人にとっては大変不便、バスも少なくなってしまったと、悲鳴にも聞こえる声が寄せられました。

現在、市が行っている高齢者外出支援タクシーでは、そもそもの対象者が少ないこと、全高齢者の35パーセントにしかなっていないこと、対象者の中でも利用者が極端に少なくなっていること、7千人のうち、21パーセント強、そして南北に長い当市では他市境界線近くに住む人にとっては、自己負担額が多くて少ない年金暮らしの高齢者にとっては、利用しきれないという3つの悪条件になっています。

全ての交通弱者を救うためには、国の交通政策基本法に基づいて、乗合タクシーの実施以外には解決策はありません。

①ドア・ツー・ドアのタクシーであること、②誰でも乗れること、③安価であることのタク

シーの実現を目指してご採択いただけるようお願いいたします。

請願事項。

1、国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて、乗合タクシーを早期に実現してください。

2、当面、ふれあいバスと高齢者外出支援タクシーの乗り継ぎで、高齢者の自力移動を可能にするため、南北にタクシーステーションを設置して、乗り継ぎをしやすくしてください。

3、当面、通院に限り市外へも利用限度額内で現行の高齢者外出支援タクシーの利用を認めてください。

以上、地方自治法第124条の規定に基づきお願いいたします。

令和元年5月16日。

八街市議会議長、木村利晴様。

以上でございます。

### ○川上委員長

ただいま、議会事務局長が読み上げた請願元年の2号は、昨年の9月議会に提出された請願第30の1号と請願趣旨は異なりますが、件名と請願項目は全く同じものです。

昨年の請願の請願趣旨では、高齢者外出支援タクシーの半年間の実績から、申込者、利用者が大幅に予想を上回ることから、制度が維持できない、縮小が示唆されているとありました。

9月議会では、高齢者外出支援タクシーを含む補正予算が上程されていたことにより、審査結果は継続審査となりました。

その後、高齢者外出支援タクシーを含む予算案は可決されました。

12月議会においては、調査研究等の議論の後、高齢者外出支援タクシーの事業が拡充し、継続していること、補正予算が成立していることなどから、請願趣旨の内容と事実関係に乖離が生じたことなどから、昨年の請願30の1は、賛成少数で不採択となっております。

委員の皆様申し上げます。

これから、議員間の討議を行います。

執行部に願意について、行政の内容や現状の説明を求めることはできますが、請願の性質上、執行部は直接の当事者ではありませんので、願意の是非について執行部を問いたすような発言は禁止いたします。

それでは、この請願について、意見等のある委員の発言を求めます。

### ○林 修三委員

それでは、参考資料にするために、執行部に2点にわたってお教えをしていただきたいと思います。

まず、はじめに平成28年の3月に策定されました地域公共交通網形成計画に基づいて、実際に今、地域公共交通が行われているわけですが、その現状と今後の計画について、教えていただきたい。

### ○石井企画政策課長

計画の評価ということですので、計画に伴いまして改正しましたふれあいバスの利用状況等

について、説明の方をさせていただきます。

まずは、ふれあいバスの利用者は5路線で運行していましたが、平成28年度は10万5千907人、年度途中で4路線に再編した平成29年度は、9万1千261人、平成30年度は8万5千198人と減少しておりますが、路線再編後の平成29年10月から平成30年3月までと、平成30年10月から平成31年3月までの同時期を比較しますと、2千492人、6.3パーセントの増となっております、利用者は増加しております。

ふれあいバス利用者を平成30年度と平成29年度を比較しますと、6千63人の減となっておりますが、これはダイヤ改正により1コースを削減したこと、新たに高齢者外出支援タクシー利用助成事業を開始したことによる影響と考えます。

ふれあいバスの路線再編と同時に開始した、高齢者外出支援タクシーの平成30年度の利用件数は、2万6千867件ですので、双方の利用件数を合わせますと、ふれあいバスを5路線で運行した平成28年度の利用者、10万5千907人を6千158人を上回る11万2千65人の方が利用しており、この計画につきましては一応の成果があったものと考えております。

また、今後の課題等についての対応ですが、本市の公共交通のマスタープランである地域公共交通網、形成計画の計画期間は、令和2年までですので、今年度八街市地域公共交通協議会におきまして、地域公共交通網形成計画策定に関する調査業務を行います。

この調査業務によりまして、諸課題を整理いたしまして、本市の地域公共交通協議会において、いろいろな分析を行いまして、令和3年度から始まる新計画の策定に向け準備を進めていく考えております。

#### ○林 修三委員

では、もう1点伺いますけれども、公共交通について、特に地域公共交通については、2020年に向けた国の動きもあるやに聞いておりますけれども、その点をおわかりでしたら教えてください。

#### ○石井企画政策課長

こちらにつきましては、私も新聞報道での知識しかありませんので、手持ちにあります新聞の記事等を活用しまして説明の方をさせていただきます。

安倍首相は7日の未来投資会議で自家用車を使って有償で客を運ぶライドシェアの活用拡大へ、道路運送法の改正の方針を表明しております。

公共交通の空白地帯という導入の前提状況を明確化、運行管理をタクシー事業者に委託しやすくするほか、地元住人に限らず観光客の輸送も認め、ドライバー不足などに悩む地域の足を確保するという方針をうたっております。

これにつきましては、今年の夏に取りまとめる成長戦略に盛り込み、法改正案は2020年度の通常国会提出を目指すという記事が出ております。

本市で、この新しいライドシェアという考えが活用できるかどうか、まだ不透明なところがありますが、こういった国の動向や道路運送法の改正等を注視しつつ、今年度いろいろな課題調査も行っておりますので、今後は本市の新しい公共マスタープランとなります地域公共

交通網形成計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

#### ○丸山委員

ふれあいバス、それから高齢者福祉タクシーの両制度で一応成果があったのだというような答弁がございました。

人数的には、それは十分であったということのようなのですが、しかしながらこの請願の中にありますように、高齢者に対して、全高齢者が十分な恩恵が受けられたかという点、決してそうではない。

免許証を持たない対象の高齢者は約7千人だった。

その7千人に対して、どの程度の高齢者が利用したのかという点と約2割なのです。

その2割の中で、地域格差というのが生じている。

これは当初から指摘しておりますように、南の地域での利用状況というのは、大変低いわけなのです。

南の地域の利用者は、先ほどタクシーの利用が高まっているというような、この間の議会答弁にもありましたし、先ほども増えているというようなことを言われましたけれども、南地域の利用者というのは、平成30年度と比べますと、0.4パーセントしか増えていないわけなのです。

まして、その南地域の利用率はどうかという点、7千人の中の3.8パーセントという状況です。

これでもって、一応の成果があったと言われたのでは市民はたまったものではないというふうに思います。

そういった点では、高齢者の足を守る、それから高齢者ばかりではなくて免許を持たない市民の足をきちんと守っていくということは、これから八街市の人口減少という中で、最大限の問題として、喫緊の課題として取り上げていかなければならないというふうに思うわけです。

そういう点では、担当課の方は前年度よりも人数が増えたと言っているけれども、その利用地域別の状況を把握されているのかどうか、その辺については、ちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○田中高齢者福祉課長

今、ご質問のありました利用地域ごとですけれども、私どもの方で、利用地域ごと、業績ごとなのですけれども、データとして取っております。

確かに議員さんのおっしゃるとおり、駅を中心部の方の利用が多くなっており、駅から離れると利用状況は少なくなっている状況でございます。

#### ○丸山委員

やはり、そういう点では先ほど企画課の課長からは一応の成果があったと言われますけれども、成果として見てはまずい、やはり市民の足をどう守るのかというその視点が必要ではなからうかという点では、この乗合タクシーの早期実現を求める請願の意味を、まさに早期に対応していく必要があるというふうに思います。



それから、後は請願事項にもありますけれども、市外の通院に対しても、これは何としても対応していく必要があるのではないかなというふうに思います。

南の地域の方からは、東金市の病院に行くのに近いから、やはりそれを活用できればというような声が上がっているわけなのですからけれども、やはりそういう点でも検討すべきではないかなというふうに思います。

10月のタクシー料金の改定を見て、今後検討するというこの間の担当課からの答弁がございましたけれども、どういう検討がされようとしているのか、それから今言った市外の通院に関しても利用できるように検討をされるのかどうか、それについてはいかがでしょうか。

#### ○田中高齢者福祉課長

本事業につきましては、福祉施策とともに公共交通施策の側面も持っておりますので、市内外の移動を支える鉄道や路線バス、ふれあいバスなど、これらの公共交通ネットワークの維持・確保を図っていくことも踏まえまして、今後検討してまいらなければならないと考えております。

10月のタクシー協会の料金改定なのですが、まだ詳細の方は発表されておられませんので、発表後、それを踏まえまして今後検討してまいりたいと考えております。

ですから、通院に関しても、その後の検討になると考えております。

#### ○丸山委員

その検討が大変遅くて、日々大変不便な地域で生活している方々は、もうこれ以上待てないと、転居される方も事実いらっしゃいます。

そういう点で、本当に市民の足を守る政策、これがもっともっと早く手前に引っ張ってきて実施されなければならないのではないかなというふうに思います。

今、公共交通で検討するというような話もあったわけなのですからけれども、これは実際に実施するのは令和3年だと、2年後なのです。

高齢者にとって、あるいは免許証を持たない市民にとっては、大変その間我慢せざるを得ない、そういうことは絶対あってはならない、1日も早く市民の足を確保する施策、具体化が必要であるというふうに思います。

そういう点で、喫緊の課題としての取り組みが求められているというふうに思います。

特に、これは現在のタクシーを実施する前の9月議会で、当初からこれでは市民の皆さんは活用できないという指摘と改善を求めたのに対し、前副市長は引き続き八街市公共交通協議会の中で調査、研究をして、必要に応じて見直しをしていきたいということを言っているわけですから。

その方は既にはいないのですけれども、いなくなったからそういう答弁は、もう知らんぷりをしていいのかというと、決してそうではない。

きちんとした立場の副市長という立場から、責任を持っての答弁であったというふうに思います。

ですから、そういう意味では常に市民が利用しやすくするように、見直しが求められると思います。

そういう点では、この先だって、12月26日に開かれた公共交通の協議会の中の資料を見ますと、この総務常任委員会の報告はされたと。それだけで終わってしまっている。

それと、この中で委員の方、高齢者外出支援タクシー制度ですが、区長会の中でも迎車料金がなくて利用しにくい、病院にも気軽に行くことができないとの声が上がっています。

市街地区はあまり感じないことですが、500円の助成券でもうまく乗り合うことで自己負担は確かに減るかもしれませんが実情に合っていない、特に四木や山田台、沖地区等、農村地区から意見が出ておりますので、「区長会の意見として制度の見直し等ご検討いただければと思います」というような、こういった具体的な意見が出されているわけです。

その中で、ではどのように答えているかという点で、「事務局も関係部局と連携して、必要な情報も収集してまいりたいと思います」で終わってしまっている。

本当に見直しをしていく姿勢があるのかどうかという点で、大変疑問を持つ、私はこの交通公共協議会の審議の状況であるというふうに思うのですが、やはりこれは責任者である副市長がこういった委員の声が上がっているわけですから、もっともっと具体的に取り上げていくべきではないかというふうに思うわけです。

そういう意味では、もうこれ以上市民を困らせない、市民の暮らしを守る足をどう早期に守っていくのか、どこから改善をするのか、そういう点での取り組みが今、切実に求められているというふうに思います。

ぜひ、そういう点ではこの請願に対する趣旨を汲み取り、積極的な対応を求めていくことが必要であるということをおし上げたいと思います。

## ○林 政男委員

まず、現状認識なのですけれども、八街市のふれあいバスは平成30年度に8万5千198名の方が利用されております。

東金にも、やはりふれあいバスという2路線ありますけれども、こちらが1万1千442名の方が利用されております。

東金と八街を比較しますと、東金は乗合タクシー、バスを含めて3万2千422人の方が利用されておまして、八街はこの高齢者外出支援タクシーと乗合タクシーを合わせると、8万6千997名の方が利用されております。

しかしながら、人口に約1万人の差がございますので、そちらを勘案すると東金市が3万2千422名に対して、6万8千897名の方が八街は利用している計算になります。

ですから、ふれあいバスはふれあいバスでそれなりの役割を果たしているように認識をいたします。

しかしながら、東金市の乗合タクシーは、初乗り400円で市内全域が利用できるということで、この辺で丸山議員の指摘もありましたけれども、やはり南部地域に関しては、大変迎車料金、そういうものを勘案するとなかなか利用しづらい、または高いというふうな認識をするわけです。

ちなみに、私が住んでいる沖地区でも、私のうちまで約直線で8キロありますので、片道3千500円、迎車3千500円、八街駅に来て3千500円、帰って1万500円取られる

計算になります。

そのほかに、私の地域だけではなくて、山田台、四木もありますけれども、八街の住野方面、あるいは神田方面、いわゆるふれあいバスが届いていないところ、路線がカバーしないところもありますので、やはりその方たちよりも不利益はあるのではないかと、現在のこの支援タクシーの一番享受者は駅から4キロ以内の方は大変この利用がしやすい、非常に便利な制度になっておりますけれども、やはり南部地域に関してはやはり不便を生じているというふうに認識しております。

ただ、東金市の公共交通においても、国の制度で同一区域から、なかなか補助金をもらった関係で単純にはそのお金で出られない、例えば東金市でさんむ医療センターに通うには、この400円のタクシーは使えないことになっている。

そういう制度なのです。

広域になっていけばさんむ医療センターも使えますけれども、そういう制度ではありませんので使えません。

ただ、今の現況の八街市でいうと、やはり病院にどうしてもお年寄りの方が行くには、大変不自由な制度、特に何度も申し上げて恐縮ですけれども、南部地域、あるいは住野の奥の方、それから神田、西林の方も大概不便なところがあります。

ただ、400円でいけるという解釈をしますけれども、実際は市が裏負担でタクシー会社にお金を払っていますから、なかなか大変なところがあります。

ただ、ふれあいバスとの兼ね合いの中で、この乗合タクシー、あるいは外出支援タクシーを育てていかなければいけませんので、これは何とかしなければいけない。

やれることは、令和2年とか3年とか、そのような長いスパンで考えていると、やはりだめなのです。

やはり、来年度予算にも経常していかなければいけないと思うのです。

なかなか、外の八街市内から市外に出たいのですけれども、先ほど言った高齢者外出支援タクシーは市単でやっていますので、出られますけれども、交通基本法によると今度は出られなくなってしまうということで、非常にその整合性が難しいと思うのですけれども、先ほど課長が10月のいろいろな見直しを図る考え方を示されました。

これは、やはり市民の公平な負担の原則から直ちに来年度予算に反映していくような考え方をしていくべきだというふうに認識するのですけれども、これは総務部長さん、市民部長さん、これは答弁のあれではないのですけれども、何か方針とかそういうものが示せるかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○大木総務部長

まずは、今おっしゃっておりますタクシー、これはますます高齢化が進んでいきますので、私どももこのままでいいということは全く考えておりません。

ちょっと、話がすみません、ずれてしまうのですが、今、八街市の場合ですと市内全域のふれあいバスを運行しております。

この市内全域で運行していることによります国の補助金、マックス額の限度額であります1

千983万8千円を今いただいているのですが、これをいただくまでにかかなりの要件がありまして、今回この平成30年度からもらうことができたのですが、これを今、もらえるようになったのが、千葉県内では八街市だけです。

日本全国でも、24カ所しかもらっておりません。

これをもらうにあたりましては、半年間関東運輸局とも協議しましてやってもらえるようになりました。

このふれあいバスは今運行しておりますが、ここにデマンドタクシーを市内全域で入れた場合には、両方とも補助金対象にならなくなるということです。約2千万弱の補助金ももらえなくなるということになります。

今、ふれあいバスにつきましては1路線、約1千200万ですので、4路線で4千800万、運賃収入を引きますと4千300万程度だと思います。

それと、デマンドタクシー、これは佐倉市で今、やめてしまいましたが、ここの例を取りますと、1日当たりのタクシーの借上げが2万5千円、1カ月75万円、1年間で900万円だそうです。

そうすると、東金市と同じような形で3台入れますと2千700万、これにあとオペレーター関係が300万、400万かかると思います。

これを含んだ形でやると、全額が市の持ち出しになってしまう。

この辺を考えまして、今年度地域公共交通協議会の中で調査業務を発注します。

この調査業務の中で、八街市に合ったふれあいバス、高齢者外出支援タクシー、デマンドタクシーも含めて、どの形でやるのが一番いいのかというのを協議させていただきたいと思います。

ですので、令和2年度の予算の上程ということでございますが、なかなかそれについては難しいかなと思っています。

#### ○林 政男委員

今、部長が申し上げたとおり、やはり八街市なりの施策もあり、現にふれあいバスが8万人の方が利用されているという実績もあるわけですから、しかしながら、やはり今のタクシー、高齢者支援タクシーの制度がパーフェクトかというパーフェクトではない。

課長も先ほど、その辺を含めて10月のいろいろな情勢を踏まえて進めるという話ですけれども、やはりやれるものは少しでも前倒しでもやっていく必要があると思うのですけれども、現行やはり何度も申し上げて恐縮ですけれども、駅から4キロ以内の方と、8キロ地帯、10キロ地帯、山田台、沖、四木も含めて、滝台もありますけれども、あと住野の方も神田の方もありますけれども、この辺の方もやはり公平性の観点から、何らかの形で手を打つべきだというふうに、市の負担が最小に抑えられて、最大の効果が出るような政策を打っていかねばいけないと思うのですけれども、担当の課長としては、今、部長が答弁しましたけれども、課長としては今の部長のご意見を受けてどのようにこれから進めていく予定でしょうか。

#### ○田中高齢者福祉課長

先ほどもお話で出ていましたとおり、少子高齢化の中で、今後ますます高齢者が増えてくる、このようなときに高齢者外出支援タクシーという高齢者の外出を支援する足の確保ということで、大変重要な事業だと認識しております。

このような中で、やはり南部地区と駅の周辺の利用率が違うという状況は確実に出ておりますので、幾らかでもその状況を打破できるものがあれば検討してまいりたいとは考えております。

ただし、あくまでも料金改定を見据えた中で、これは検討していかなければいけないものだと考えておりますので、来年度早々に予算が計上できるかということは、今この場ではまだお答えできない状況でございます。

### ○丸山委員

先ほどの総務部長答弁の中で、バスを動かしているとタクシーの方の補助は出ません、両方補助はもらえなくなってしまうということを言われているのですが、しかし東金市はタクシーを動かしながら補助をもらっているわけなのです。

それで、八街市の今のタクシー2千200万かっている予算よりも東金市は約半分の1千200万何がしで運行されているわけです。

だから、最初からその補助金は使えませんから、付きませんからではなくて、やはり先だって「東金にも行っています」という答弁がございました。

「調査に行っています」、当然そこら辺も調査されていると思います。

そういう点では、こういった国の補助を活用しつつ、対応できるはずなので、それは積極的に早期の取り組み実施に向けて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

やはり、課長から答弁がございましたけれども、高齢化が進む中で、この足がないほど市民が不安なことはないのです。

だんだんと孤立化していってしまう、病院に行きづらい、買い物にも行けない、これは本当に市民を孤立化させ、本当に希望の持てない街になってしまう。

やはり、タクシーが動くことで市民が嬉々として生活できる、そういう街づくりを早期に目指すべきであるというふうに思います。

そういった点では、国の補助金をいかに活用するのかということが、私は本当に必要であるというふうに思いますし、それからやはり国の交通政策基本法は、やはりそこに住む住民の社会生活の確保をいかに実現するか、このことを中心に据えているわけです。

八街市は、その辺はちょっと弱い、やはり市民の社会生活、暮らしをどう守るのかというしっかりとした姿勢を持たなければ、今のような一部高齢者だけが活用できる制度になってしまうというふうに思いますので、そういう点では林議員が言われているように、一刻も早く、全ての高齢者が活用できるきめ細やかな対応を取っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

### ○川上委員長

この請願について、意見のある委員は、発言を願います。

## ○石井委員

それでは、意見を述べさせていただきたいと思いますが、私も南部に住んでいる議員の1人として、地域の皆さんからさまざまな公共交通に関しての要望をいただく機会をいただいております。

今日、傍聴に来ていただいている方も本当に関心がおありだと、このように理解を申し上げたいと思います。

先ほど、総務部長より地域内フィーダー系の公共交通の補助金が1千982万8千円ということで、この国庫補助を満額でいただいているご努力に対して市の職員の皆さん、担当企画制作課の皆さんをはじめ、敬意を申し上げたい、このように思っております。

しかしながら、平成29年度に5つの路線があったふれあいバスを、30年度から4路線にしたということで、今まで私の家の近く、そして僕の家近くの近くまで来ていたふれあいバスの方が「うちには来なくなったのです」と非常に残念がっている声を南部地域、川上地域の方からよく私もお聞きしております。そのようなご意見を元に高齢者外出支援タクシーが導入されたということで理解をしておりますけれども、特に一番の問題は高齢者外出支援タクシーに関して、福祉事業ということの一貫で65歳に限定をされているということと、免許を返納しなければいけない、返納した方の手足ということになっております。

そこから漏れるというか、それ以外の地域で困っている方もたくさんいるということの理解をやはり我々もしなければいけないのではないかというのが1つと、やはり私が住んでいる地域においては、やはり八街まで来るより、東金、例えば千葉とかそのような病院に通っている方もたくさんおりますので、市内以外、いわゆる市外の病院に通いたい、手足が欲しい、このような意見が多く寄せられています。

ここに、この福祉事業においては、市内に限定をしているということでありましてけれども、その辺、福祉課の担当としてはそのたわみは外せないにしろ、先ほど委員から意見が寄せられている10月の改訂等に関して、また令和2年、令和3年度に対して、その部分をどう市民の声をお聞きしていくのか、この政策にまず反映をしていくお考えがあるのか、お聞きさせていただきたいと思います。

## ○田中高齢者福祉課長

現在のところ、高齢者外出支援タクシーにつきましては、やはり市内の活性化というのも条件の中に入っておりますので、あくまでも市内でのご利用を考えていただきたいと思います。

また、既存の公共交通、ふれあいバスとか路線バス、またJR、鉄道等を含めた中でご利用していただきたいと思います。

## ○石井委員

おっしゃるとおりだと思います。

それは、十分理解できるのです。

我々も理解しておりますけれども、ただ1つには利用者は快適な利用をしたい、やはり一人

ひとりによって問題が違いますし、通っている病院が違ったり、悩んでいることとか家族形態も違いますから、そこに関してはちょっと手厚い、また幅広い視野が必要かこのように思っています。

それと、予算について、財源についてですけれども、市の単費で高齢者外出支援タクシーはやっているわけです。

膨らんでいく利用者、先ほど林委員の意見からもありましたけれども、利用者が4キロ圏内の方が非常に多い。

特に、我々南部に住んでいる方は、迎車料金も含めて結構な金額がかかっていくということの中でいうと、そこを負担公平の原則をやっぱり逸脱している部分もあるのではないかと。

もしくは、そこは柔軟に南部の地域に関してはもう少し手厚い枚数、補助対象にしてもいいのではないかと、このような意見も恐らく出てくるのではないかと思っています。

ですから、基本的に考えていくのはふれあいバスを基軸として地域公共交通のあり方を八街市は支えているというふうに思いますが、それを含んでいく、支えていく高齢者外出支援タクシーがさらにそれで今の現状でいいのか、また、もしくはこれからの時代に即した形でもっと柔軟な対応をしていかなければいけないのではないかと、これは先ほど総務部長がお話されていますけれども、フィーダー系の系統の補助金が違うので、例えば乗合タクシーをいずれ、我々も検討していかなければいけない段階になってきたときには、その部分に関しては国に、例えば地域公共交通のあり方も含めた中で、補助金の内容を我々としても、やはり要望していくとか、議会としても市としても、それは研究していくとかという時代に、恐らくそういうふうに先に国に要望していかなければいけなくなってくると思いますが、その幅広い柔軟な対応を考えていく時期にあるのではないかと思いますが、総務部長、その辺に関してご意見を伺いたいと思います。

## ○大木総務部長

すみません。

まず、その前に先ほど、私ちょっとふれあいバスの関係で、運賃収入が約500万と申し上げましたが、すみません、運賃収入は1千200万ですので、3千600万ということでございました。

今のお話ですが、確かに高齢者外出支援タクシーにつきましては、南部地区、北部の方もそうですが、駅から離れた場所につきましては、かなり利用率が悪い。

それは、結局遠くなりますので運賃は高くなるということでございますので、その辺の補助のあり方につきましては、やはり検討しなければいけないというふうには考えています。

今のままでは、やはりやりづらい、使いづらいということでございますので、まずは高齢者外出支援の補助金のあり方、補助の仕方については研究させていただきたい。

それと合わせまして、先ほどから申していますとおり、デマンドタクシーのあり方についても一緒に考えていきたいのですが、デマンドタクシーはいいところばかりではない、もちろん、どのふれあいバスも高齢者外出支援タクシーについても、メリット、デメリットがございます。

そのメリット、デメリットにつきましても、十分に検討させていただいて、より使いやすい八街市に合ったものにしていきたいという判断です。

#### ○石井委員

総務部長、ありがとうございました。

利用者にとっては、例えば乗合外出支援タクシーであろうが、乗合タクシーであろうが、どちらにしても便利な方がいいのです。

どちらにしても、自分たちが目的がかなって、高齢者として手足が動かなくなってくる快適な高齢生活を送っていただけるようなシステムを、やはり市として考えていかなければいけないのではないかと、今回の請願に関しては私は思うのですけれども、一石を投じていただいていると、こういうふうに思います。

つまり、執行部の皆さんに対してもそうですし、我々議会に対しても、非常に考える機会をいただいている。

ただ、今我々ができるものとできないもの、それはたくさんあると思いますけれども、今与えられている現状と、これからやっていかなければいけない政策を、やはり市の方と議会が一緒になって考えていく、そして前向きに市民に寄り添った政策に転換していくというのが、とても大事だというふうに思いますので、これからも柔軟な、また幅広い、そして研究をしていただいて、寄り添った高齢者が使いやすい公共政策のあり方を研究していただきたい、このように思っております。

よろしくをお願いします。

#### ○林 政男委員

こちらに、東金市の乗合タクシーの利用実績表と、どういうことに乗合タクシーを利用されているかという、この項目別の書類がございます。

やはり、お年寄りの第1の利用目的は、やはり病院、これが第1番であります。

お年寄りの場合は、買い物と病院、こちらも先ほど課長の方では、いろいろと考えていただける、あるいは部長も考えていただいているということですが、その辺に力点をおいて、病院、あるいは買い物、これはどうしたら今の石井委員の発言ではないですが、利用者にとって特に高齢者にとって利便性が高まるかということが必要だと思いますので、10月の改定、あるいは10月の、来年度予算にも向けて、今のこの議論の中を踏まえていただいて、対応していただければというふうに思います。

#### ○林 修三委員

地域公共交通については、市の方も担当課を中心に一生懸命取り組まれている、という十分に理解できます。

ただ一方で、社会現象の中で八街の高齢化率も30パーセントです、今。

これが、もっと増えていくのか。

そして、さらに昨今の車の運転状況を見ると、高齢者もかなり厳しくなっていて、事故も多い、免許の返納も叫ばれている。

そういったことをいろいろと鑑みてみると、この平成28年に策定された地域公共交通網形



成計画、これは令和3年にまた見直しをして、新しいものに作られるということで、時間的な問題はあっても、私はある意味では部分的でもいいから、前倒ししてでも早くにそういった計画を実現していけるような方策もやはり必要なのか、先ほどから言っているように、柔軟な対応というのはそういうことだと思うのです。

ですから、やはり実際のこういう実態があるわけですから、その辺の実態を受けて、計画は計画ですけれども、計画はこうなっているから仕方がないのではなくて、今の八街の中で高齢者のために、このように多い高齢者のためにどうすればいいのだということの前倒しのそういった考え方も組み入れながら、今後も検討していただければというふうに考えています。よろしくお願いたします。

#### ○石井委員

石井でございます。

この請願について、今さまざまなお意見、各議員からご意見が上がったものと思います。

総論について、そして各論についてさまざまに前向きな意見が出たのかなどこのように思っておりますけれども、ここで委員長にちょっと要望ですけれども、この採択についてでございますけれども、趣旨採択というのを望みたいと思います。

よろしくお願いたします。

#### ○川上委員長

ただいま、趣旨採択という意見がありましたので、ここで議事調整のため、しばらく休憩します。

再開後は、討論・採決を行います。

再開時間は、事務局より連絡いたします。

しばらく休憩します。

委員の皆さんは、控室にお集まりください。

(休憩 午後2時04分)

(再開 午後2時21分)

#### ○川上委員長

それでは、再開します。

先ほど、石井委員より趣旨採択という意見がありましたので、趣旨についての説明を求めます。

#### ○石井委員

請願第2号、国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて、乗合タクシーの早期実現を求める請願について、意見を述べさせていただきたいと思います。

この請願については、採決の方法が通常の議案と違いまして、採択、そして一部採択、趣旨採択、そして継続審議、そして不採択とこの5つに採決の方法が別れます。

通常の議案については、可決と否決ということで、地方自治法の中には可決と否決のみということでもありますけれども、請願については柔軟な対応ができるということで理解しております。

今回、さまざまな先ほども申し上げましたけれども、執行部に対しての意見、そして議員からの対処交渉、そしてさまざまな意見がこの乗合タクシー導入については出たと思います。

この請願文の内容を見たり、その請願の趣旨、そして請願の事項、この3点、これを鑑みて財政的に非常にすぐできることとできないこと、また時間がかかること、かからないこと、先ほどの部長の答弁でも国の国庫補助の事項の関係、そして高齢者福祉課長である田中課長からの10月にまた改定をしていく、検討をしていくというさまざまな意見の中で、やはり趣旨、請願者における願意においては、私はとても汲み取るべき妥当なものであろう、こういうことの考えに基づいて、願意は妥当であろうというところから趣旨採択を望み、今回採択の方法でお願いをしたい、こういうことでございます。

#### ○川上委員長

以上で説明が終了しました。

これから、討論を行います。

最初に、反対の発言を許します。

次に、賛成の発言を許します。

#### ○丸山委員

それでは、令和元年の第2号、請願、国の補助金対象である交通基本法に基づいて、乗合タクシーの早期実現を求める請願に対する賛成討論を行います。

全国各地で、高齢者の運転ミスによる交通事故が後を絶たず、大きな社会問題となっています。

市内の高齢者からも、明日は我が身かも、でも免許証を返納したら買い物にも病院にも行けなくなる、あるいは本当は運転したくない、仕方なく車に乗っているなど、高齢者が車を手放した後、十分な受け皿がないために車を手放せない実情を訴えています。

本市の高齢化率は30パーセント、生活の足への保障は切実です。

平成29年10月から始まった本市の高齢者外出支援タクシー制度の利用状況は、免許証を持っていない高齢者7千人に対し、1千799人の利用で、25.7パーセント、市全体でも利用は4分の1にとどまり、南地域の利用は3.8パーセントと低く、利用している地域と利用できない地域の差は依然として開いています。

市内一律の500円の助成は、住んでいる場所による負担額の差があり、高くて利用できない市民を置き去りにしたタクシー運行业務となっています。

このままでは、暮らしていけないという切実な市民の声に、早急な見直しが求められています。

交通弱者、移動困難者の移動を保障する交通政策基本法は、第2条で交通に関する施策の推進は交通が国民の自立した日常生活及び社会生活の確保を実現する機能を有するものであり、交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという基本的認識のもとに行われなければならないとし、3条では地方自治体の責務を求めています。

この立場に立ち、全ての交通弱者に対応する施策にすべきであります。

市が実施している高齢者福祉タクシー制度は、国の補助対象の事業ではないため、市の負担

は2千239万6千円となっていますが、隣の東金市は国の補助を活用しているため、本市の約半分の負担で年齢に制限なく、市内均一の400円で利用者に喜ばれています。

国の補助制度を活用すれば、市の負担も軽減できる乗合タクシーが実現できます。

市内どこに住んでいても、低料金で年齢に制限なく、誰もが利用できる制度にすることが必要です。

国の補助金対象である交通基本法に基づいて、乗合タクシーの早期実現を求める請願に対し、賛成するものであります。

以上です。

#### ○川上委員長

次に、趣旨採択の討論の発言を許します。

#### ○石井委員

私は、今議会に挙がっている請願第元年の2号、国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて、乗合タクシーの早期実現を求める請願について、趣旨採択を望み意見を述べさせていただきます。

乗合タクシーの早期実現を求める会より、この6月議会に請願が出されました。

昨年9月議会において、一度継続審査となり12月議会にて不採択となった案件でございます。

私は、南部地域に在住しており、日々地域の方々から公共政策の話や相談ごとがございます。

そのような中で、現在の八街市ふれあいバスの状況を見ますと、平成30年度は8万5千198人の利用があり、市民の大事な足となっています。

また、平成29年度から始まった高齢者外出支援タクシー事業は利用者が増加しており、平成30年度は申請者数2千245人、利用者数1千799人、利用枚数状況4万4千792枚となっております、市の財源2千239万6千円の支出となっております。

65歳以上の高齢者、また免許を返納された高齢者にとっては利用しやすい制度、いわゆる福祉政策として理解をしています。

この制度内容については、利用券1枚につき500円の助成を1月あたり4枚の割合で年度分を交付。

平成29年においては24枚、病気などにより自動車等を運転することができない方は、自動車等運転できない期間分を交付していく。

年度途中の申請の場合は、申請のあった月から年度分を交付。

利用できる区間としては、市内で移動の際のみの利用助成券を使用。

市内から市外への移動、また市外から市内への移動には、今使用できない状況であります。

使い方としては、利用助成券を利用できる枚数は1回の乗車につき、タクシー料金を超えない範囲で1人2枚まで、ひと月当たりの使用枚数制限はない。

2人以上のグループでもそれぞれ利用できるというふうになっています。

南部地域、川上地域等にお住まいの方は、往復利用で券4枚、2千円の利用が現在できますが、迎車料金820円、その上、残りの往復タクシー代を負担するとなると往復でおよそ3

千円から4千円の持ち出しとなり、大きな負担であり、負担公平の原則からすると制度自体の変革が求められると思います。

利用されている地域を分析してみますと、市役所、駅周辺、地域の在住の市民の皆様の利用が多く、南部地域、川上地域等の利用者は少ない状況であります。

さらには、利用者は市内限定であり、利用者は65歳以上と限定となっていると公平性に欠けるという意見もあります。

本市の高齢化率は、平成30年度末29.26パーセントと年々上昇しており、高齢者外出支援タクシーの利用も本年度も利用者が増えており、財政的な問題も生じてくるものと思います。

少子高齢化時代に即した、地域公共交通の制度自体の適正なあり方が求められております。

平成25年11月27日に成立した交通政策基本法では、街づくりと一体となった公共交通ネットワークの維持、発展を通じた地域の活性化や、少子高齢化の進展を踏まえたバリアフリー化をはじめとする交通の利便性の向上、取り組みを効果的に推進するための情報通信技術、ICTの活用等が基本法に定められております。

八街市も交通政策基本法の趣旨に鑑み、政策を展開していかなければなりません。

請願第2号、請願事項1、国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて、乗合タクシーを早期に実現してください。

2、当面、ふれあいバス等高齢者外出支援タクシーの乗り継ぎで高齢者の自力移動を可能にするために、南北にタクシーステーションを設置して、乗り継ぎをやすくしてください。

3、当面、通院に限り、市外へも利用限度額内で現行の高齢者の外出支援タクシーの利用を認めてください。

以上の趣旨については、請願自体の願意は私は妥当であると理解をしています。

現在のふれあいバス制度を基軸とした地域公共交通のあり方や、高齢者外出支援タクシーをしっかりと精査、分析していかなくてはなりませんし、持続可能な街づくりのために、財政事情も考慮して行かなくてはなりません。

今後、議会として、請願である乗合タクシー制度をしっかりと調査、研究していき、これからの少子高齢化時代に即した、市全体を俯瞰した地域公共交通制度を確立していくことが、議会の責任、議員の役割の大きな1つであると理解をしています。

従って、請願第2号、国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて、乗合タクシーの早期実現を求める請願については、導入を希望する多くの市民の皆様の願いをしっかりと考慮させていただき、趣旨には賛成であるという趣旨採択を望み、討論いたします。

## ○川上委員長

ほかに討論はありませんか。

討論がなければ、これで討論を終了します。

採決の前に、先ほど趣旨採択を求める討論、意見がありましたので、この趣旨採択についての可否をはかることに賛成委員の起立を求めます。

(起立多数)

○川上委員長

起立多数です。

それでは、請願第元年の2号、国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて、乗合タクシーの早期実現を求める請願を採決します。

この請願は、趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○川上委員長

起立多数です。

請願第元年の2号は、趣旨採択と決定しました。

以上で、付託されました案件の審査は全て終了しました。

総務常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時34分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和元年6月13日

八街市議会総務常任委員長

八街市議会総務常任委員

八街市議会総務常任委員